

平成24年第2回伊仙町議会定例会

会 期 日 程

平成 24 年第 2 回伊仙町議会定例会会期日程表

平成 24 年 6 月 18 日開会～6 月 20 日閉会 会期 3 日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
6	18	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 <ul style="list-style-type: none"> (1) 諸般の報告 (2) 行政報告 ○陳情第 3 号～5 号（3 件）、請願第 2 号の委員会付託 ○報告第 2 号（報告） ○同意第 4 号～同意第 5 号（2 件）（提案理由まで） ○議案第 31 号～第 44 号議案上程（14 件）（提案理由まで） ○一般質問（上木議員、福留議員、琉議員） 	伊仙町住民・団体 町長提出 町長提出 町長提出
〃	19	火	委員会	○常任委員会 ○全員協議会	
〃	20	水	最終本会議	○議案審議（質疑～討論～採決）閉会	

平成24年第2回伊仙町議会定例会

第 1 日

平成24年6月18日

平成24年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

平成24年6月18日（月曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 （1）諸般の報告

○日程第4 （2）行政報告

○日程第5 陳情第3号 陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める陳情書

（総務文教厚生常任委員会へ審査付託）

○日程第6 陳情第4号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の要請についての陳情書

（総務文教厚生常任委員会へ審査付託）

○日程第7 陳情第5号 航空防除に関する陳情書

（経済建設常任委員会へ審査付託）

○日程第8 請願第2号 高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の補助を求める請願

（総務文教厚生常任委員会へ審査付託）

紹介議員：永岡議員、清水議員、明石議員

○日程第9 報告第2号 平成23年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書

○日程第10 同意第4号 伊仙町名誉町民の選定について（提案理由説明まで）

○日程第11 同意第5号 伊仙町名誉町民の選定について（提案理由説明まで）

○日程第12 議案第31号 伊仙町暴力団排除条例の制定（提案理由説明まで）

○日程第13 議案第32号 伊仙町希少野生動植物の保護に関する条例の制定（提案理由説明まで）

○日程第14 議案第33号 伊仙町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明まで）

○日程第15 議案第34号 伊仙町技能・労務職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明まで）

○日程第16 議案第35号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明まで）

○日程第17 議案第36号 伊仙町税条例の一部を改正する条例（提案理由説明まで）

○日程第18 議案第37号 伊仙町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明まで）

- 日程第19 議案第38号 伊仙町敬老年金支給条例の一部を改正する条例（提案理由説明まで）
- 日程第20 議案第39号 伊仙町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更（提案理由説明まで）
- 日程第21 議案第40号 奄美群島広域事務組合理約の変更（提案理由説明まで）
- 日程第22 議案第41号 平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）（提案理由説明まで）
- 日程第23 議案第42号 平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明まで）
- 日程第24 議案第43号 平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明まで）
- 日程第25 議案第44号 平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明まで）
- 日程第26 一般質問（上木 勲議員、福留達也議員、琉 理人議員）3名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
11番	琉理人君	12番	上木勲君
13番	美島盛秀君	14番	常隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山正二君 事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	窪田良治君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	西吉広君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	上木義一君
環境課長	益一男君	水道課長	芳田勇人君
選管書記長	稲隆仁君	農委事務局長	益岡稔君
教育委員長	茂岡勲君	教委総務課長	鶴永宏造君
社会教育課長	當吉郎君	学給センター所長	平山栄文君
ほーらい館長	仲武美君		
総務課長補佐	田島輝久君		

議会中継班（総括 情報戦略室長 関政樹君）

（午前班）稲田大輝君・上木雄太君・清水隆也君・前元玄大君

（午後班）町本勝也君・清水隆也君・前元玄大君

平成24年 第2回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	上木 勲 (議席番号12)	1. 徳之島伝統伝承文化情報発信施設の管理運営条例の制定について	①三町を対象とした施設と認識しているが、天城町・徳之島町も管理運営に何らかの形で関与するのか。	町 長
			②公共・公営に相応しい厳格な条例策定の作業は進んでいるのか。	町 長
			③闘牛の無形文化財指定の手順と状況又、今後の見通しについて問います。	町 長
2	福留 達也 (議席番号2)	1. 伊仙町中央通り商店街の活性化について	①現時点での、Aコープ誘致の具体的内容は。 (誘致場所、誘致時期、店舗規模等)	町 長
			②多数の住民は、誘致に賛成だが、商工会関係者の中で意見が割れていると聞きますが、町として、どのように対応するつもりなのか。	町 長
			③信用金庫、Aコープ等、施政方針で掲げた公約を着実に実践していますが、以前質問した葬儀場やシルバー人材センターの設立、あるいは飲食店を誘致する考えは。	町 長
		2. 生活保護行政について	①受給者の現状（男女別・世代別人数の内訳）	町 長
			②約10年間の受給者数の推移を見て、増減のおもな原因は何か。	町 長
			③今後の自立に向けての対策は	町 長
3	琉 理人 (議席番号11)	1. 農業関係について	①堆肥の生産奨励と土づくりについて 農業生産向上には土づくりが第一であります。町は堆肥の生産についてどのような対策をとっているのか。	町 長
			②堆肥と液肥について 現在の堆肥センターと液肥センターの農家に対する堆肥と液肥の利用状況と利用率はどのような状況なのか。	町 長

3	琉 理人 (議席番号11)	2. 環境衛生関係 について	①ごみ収集の民間委託を東部、中部、西部に分けて町民サービスの成果は良くなっているのか。又、ゴミステーションのごみの分別のマナーとステーションの管理状況はどうなっているか。	町 長
			②自然エネルギー活用について太陽光発電（ソーラーシステム）の導入について、町は公共施設に導入する考え、又、一般家庭で設置する場合に助成する考えはないのか。	町 長
		3. 商工観光について	①商工会の福祉事業の計画についてどのような助言等をしているのか。又、福祉事業について助成の考えはあるのか。	町 長

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（常 隆之君）

ただいまから平成24年第2回伊仙町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（常 隆之君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、伊藤一弘君、杉並廣規君、予備署名議員に
琉 理人君、上木 勲君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（常 隆之君）

日程第2 会期の決定について議題とします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月18日から6月20日までの3日間としたいと思いますが、ご異議あり
ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月18日から6月20日までの3日間と決定しました。
なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（常 隆之君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より、平成24年第1回定例会以降本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してあります。

したがって、主な項目についてだけ報告いたします。

平成24年5月14日から15日にかけて、全議員、事務局で、大崎町の3農業法人、行政に頼らない
柳谷集落での所管事務調査を行いました。5月16日には伊藤県知事、金子県議会議長に、道路拡幅
工事についての要望書、六反県教育長に、鹿児島県立德之島農業高等学校跡地に大島養護学校分校
の設置についての要望書を全議員で直接提出してきました。

平成24年5月25日の第55回奄美群島市町村議員大会において、杉並廣規議員、伊藤一弘議員、清

水喜玖男議員、永岡良一議員の4議員が自治功労表彰を受賞されました。

以上で議長の動静の報告を終わります。

伊仙町監査委員より、平成24年5月分までの例月出納検査の結果、適正に処理されているとの報告がなされています。

閲覧を希望される場合は、事務局に常備していますので、ご確認ください。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（常 隆之君）

日程第4 行政報告について、報告の申し出がありますので、これを許します。大久保町長。

○町長（大久保明君）

お手元の資料の中において、かいつまんで説明していきたいと思えます。

3月25日に、徳之島町尾母における食肉センターが開設いたしました。建設したにも関わらず、まだ作業ができないという状況であり、来週、広域連合議会において、今後の課題を検討していきたいと思えます。

3月26日に、国土交通省の奄振の特別地域振興官安栖宏隆振興官が来島をいたしまして、各町での意見交換会を行ってきました。伊仙町においては、平成25年度の事業といたしまして、サトウキビの加工に向けた事業を提案している状況でございます。また、犬田布岬の公園整備事業等を今、要望中でございます。また、安栖振興官におかれましては、阿権の竹田さんの幸ちゃんの家民泊をしていただきまして、民泊の良さ、地元とのいろんな触れ合いと、今後、伊仙町が目指していくべき方向性を示唆していただきました。

4月7日は、第45回の戦艦大和を旗艦とする慰霊祭がございまして、もと海上幕僚長の藤田幸生さんの大変すばらしいあいさつがございました。また、伊喜大島支庁長、そして大和村の伊集院村長にも来賓として参加していただきました。

4月9日より約3年ぶりに町づくり座談会を開催いたしまして、東部のほうから19地区で説明会を行って、あと2カ所を今夜が糸木名地区、阿三2カ所が残っておる状況でございます。

今回の座談会は、ほとんどの課長が参加していただき、そして集落の議員の方々、そしていろんな役職の方々にも参加を促してまいりました。伊仙町職員組合等で集落担当職員を規則として定めていき、そして集落担当職員が今まで以上に集落との連携を深め、信頼関係を深めていくということになっております。

座談会の内容に関しましては、今回、特徴といたしましては、Uターンの方々各集落に多く帰ってきており、その方々がいろんな提案等を、外から見た感じでの町づくりを提案してきたことが一つの大きな特徴でございます。

4月18日には、西伊仙の本田明美さんという方がネパールに嫁いでおりまして、向こうで「ほう

らいファウンデーション」という会社を設立し、今回、ネパールの芸能団の国際交流という形で徳之島3町で各学校での交流を行ってきました。ほーらい館のほうでいろんな歓迎会等を、そして舞踊を披露していただきました。

4月22日には、伊仙町の中部、名古屋を中心とする中部会の郷友会の設立総会と、関西の伊仙面縄校区の合同運動会総会に参加いたしまして、両方で約250名の方が参加していただきました。50周年の記念式典への参加、そして、伝統芸能発信施設への参加をお願いいたしました。また、総務課の職員を同行いたしまして、ふるさと納税について、お供の方々に個別に要望をしていただきました。ふるさと納税が、これは寄附ではなくて、自分自身が納税をするという形のことを深く理解していただいたと思います。その反応が既に多く出てきております。

4月25日には、徳之島地域文化情報発信施設の地鎮祭がございました。今、工事のほうは順調に進捗中でございます。

これは載ってませんが、4月24日に転入職員の宣誓式がありまして、新しく来られた先生方にも、新たに校区内居住をお願いをしていただきました。今後とも、各職員会議等に町長、教育長を参加して、先生方に説明をしていきたいと思っております。

4月27日に、県政説明会がありまして、伊藤知事の冒頭のあいさつの中で、鹿児島県は非常に今、全国的に経済も交流も厳しい中で、追い風が吹いているという説明がございました。

台北航路の10年来の台北航路ができた。それから、新幹線による効果はかなり出てきた。それからまた、石川島播磨重工業の膨大な土地にメガソーラー、これ日本で一番大きいメガソーラーを計画いたしまして、これからの脱原発に向かう日本での自然エネルギーの先駆的な形に持っていきたいという説明がございました。

また、鹿児島県を含めて、九州と朝鮮半島、台湾、中国の沿岸部を含める、環黄海、環東シナ海とも理解されますけれども、この地域が今、世界のGDPの1割を出しておると、十数年後には2割近くになるだろうと。そうすると、この東シナ海を中心とする大変な交流が生まれていくのは当たり前であるというふうなことで、鹿児島県も外に向かって情報発信していくという決意を述べていらっしゃいました。

5月11日には、これ書いてませんが、庁舎横に奄美大島信用金庫が今回できるということで、地鎮祭がございました。このことに関しましては、町内の商工会の方々、そしていろんなグループの方々の強い思いが実現したということでもあります。鹿児島銀行が撤退した後、非常に心配したんですけども、伊仙町に対しまして、信用金庫様が新しく来るということは、これは今の時代、大変画期的なことであるというふうに理解できるんじゃないかと思っております。

5月23日には、百菜から「きゅっきゅっ便」の出発式を行いました。約1万部を町内、そして全国に発信いたしまして、既に350件ほどの注文が出ているということでございます。

5月25日、瀬戸内町での議員大会におかれまして、伊仙町の4議員の方々、杉並廣規議員、伊藤一弘議員、清水喜玖男議員、永岡良一議員が自治功労表彰ということで、伊仙町が半分以上を占め

ておりました。大変な努力であり、これからも伊仙町発展のために尽力していただきたいと思っております。

6月7日には、奄美群島振興開発審議会のメンバーを中心に、沖永良部の視察に行つてまいりました。初日、昼から夕方まで12カ所の視察ということで、強行な視察でございました。その後、沖永良部の方々の各農業に関するいろいろな取り組み、そして、西郷隆盛のやかたをつくったり、そして、鍾乳洞を過去何回もいろいろな事業で開発しているということに関しまして、伊仙町の農業も、本当はもっともっと伸び代があるということを改めて自覚し、そしてまた、鍾乳洞の開発に関しましては、いろいろな事業をとってき、そして、観光の目玉と、なぜ、徳之島はしない、してないのかというご指摘を受けたりしたところでございます。

6月15日には、サトウキビ関係の会合がございまして、今回のメイチュウ、塩害、干害、そして、いろいろなサトウキビに対して今後どのようにしていくかということの議論がなされました。

また、空港ビルの株主総会が行われまして、今回は異例な状況の中で、異例というか、JACの社長みずから来ていただきまして、また、鹿児島県のJALの支店長も来ていただきまして、徳之島が伊仙町を中心にチャーター便の話を要望していました。当初はチャーターの契約の金額が合いませんでしたけれども、JACのほうから折れてきたという形になりました。10月はこれでほぼ間違いなくチャーター便が大阪のほうから飛ぶということになると思います。

以上、行政報告をかいつまんで行いました。

○議長（常 隆之君）

以上で、諸報告を終わります。

- △ 日程第5 陳情第3号 陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める陳情書
- △ 日程第6 陳情第4号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の要請についての陳情書
- △ 日程第7 陳情第5号 航空防除に関する陳情書
- △ 日程第8 請願第2号 高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の補助を求める請願

○議長（常 隆之君）

日程第5 陳情第3号、陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める陳情書、日程第6 陳情第4号、少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の要請についての陳情書、日程第7 陳情第5号、航空防除に関する陳情書、日程第8 請願第2号、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の補助を求める請願を議題とします。

3月の定例会閉会后、これまで受理した陳情、請願は、陳情第3号、陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める陳情書、陳情第4号、少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の要請についての陳情書、陳情第5号、航空防除に関する

る陳情書、請願第2号、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の補助を求める請願の4件であります。

お手元にお配りしました陳情第3号、陳情第4号、請願第2号は総務文教厚生委員会、陳情第5号、経済建設常任委員会に付託します。

△ 日程第9 報告第2号 平成23年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書

○議長（常 隆之君）

日程第9 報告第2号、平成23年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大久保町長。

○町長（大久保明君）

平成24年第2回伊仙町定例会議に提案いたしました報告第2号について、提案理由の説明をいたします。

報告第2号は、平成23年度一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（常 隆之君）

報告2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号、平成23年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

△ 日程第10 同意第4号 伊仙町名誉町民の選定について

△ 日程第11 同意第5号 伊仙町名誉町民の選定について

△ 日程第12 議案第31号 伊仙町暴力団排除条例の制定

△ 日程第13 議案第32号 伊仙町希少野生動植物の保護に関する条例の制定

△ 日程第14 議案第33号 伊仙町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第15 議案第34号 伊仙町技能・労務職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第16 議案第35号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第17 議案第36号 伊仙町税条例の一部を改正する条例

△ 日程第18 議案第37号 伊仙町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第19 議案第38号 伊仙町敬老年金支給条例の一部を改正する条例

△ 日程第20 議案第39号 伊仙町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更

- △ 日程第21 議案第40号 奄美群島広域事務組合規約の変更
- △ 日程第22 議案第41号 平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）
- △ 日程第23 議案第42号 平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- △ 日程第24 議案第43号 平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）
- △ 日程第25 議案第44号 平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（常 隆之君）

日程第10 同意第4号、伊仙町名誉町民の選定についてから日程第25 議案第44号、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）までの16件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。大久保町長。

○町長（大久保明君）

同意第4号から議案第44号までの16件について、提案理由の説明をいたします。

同意第4号、同意第5号は、伊仙町名誉町民の選定について、議会の同意を求めるものであります。

議案第31号は、伊仙町暴力団排除条例の制定であります。

議案第32号は、伊仙町希少野生動植物の保護に関する条例の制定であります。

議案第33号は、伊仙町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。

議案第34号は、伊仙町技能・労務職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。

議案第35号は、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例であります。

議案第36号は、伊仙町税条例の一部を改正する条例であります。

議案第37号は、伊仙町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

議案第38号は、伊仙町敬老年金支給条例の一部を改正する条例であります。

議案第39号は、伊仙町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について提案してございます。

議案第40号は、奄美群島広域事務組合規約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

議案第41号から議案第44号までは、平成24年度伊仙町一般会計、平成24年度伊仙町介護保険特別会計、平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してあります。

以上、同意第4号から議案第44号の16件についての提案理由の説明をいたしました。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。企画課長。

○企画課長（牧 徳久君）

同意4号について、補足説明をいたします。

伊仙町名誉町民の選任についてでございますが、去る5月22日、伊仙町名誉町民推薦委員会設置要綱に基づきまして、伊仙町名誉町民推薦委員会を開きました。

この結果、伊仙町名誉町民条例第3条に基づいて、議会に同意を求めるということでありますので、2氏について若干プロフィールをご紹介いたしたいと思っております。叶實統氏でございます。

1890年、明治23年6月11日に伊仙町に生まれまして、現在の大島高等学校を卒業しております。

職歴としましては、面縄・伊仙小学校で教師を務めまして、25歳で伊仙村会議員に初当選いたしまして、37歳で県会議員に初当選、それから、平成8年12月には43歳の若さで伊仙村長に初当選いたしました——昭和8年。それから、昭和25年には、郡政令で群島知事議会議員選挙法の公布により、第7区で奄美群島議会議員となりました。

業績といたしましては、群島内初の鉄筋コンクリートの2階建て村庁舎の建設、農道ため池の拡充、中央水路の改正着手、これは伊仙水田平野に馬根からトンネルを掘りまして、伊仙平野に水田の水を供給したということでございます。

以上、叶實統先生については、略歴は以上でございますが、役場の前のほうに公德碑等を建設してございますので、その中にも銘文が書いてございます。

あと、同意第5号、伊仙町名誉町民の徳田虎雄先生について、若干プロフィールを申し上げます。1938年、昭和13年2月17日に徳之島町亀徳にてお生まれになりました。県立德之島高校から大阪府の今宮高校へ転校いたしまして、昭和40年に大阪大学の医学部を卒業されました。

1973年、昭和48年には、大阪府の松原市に徳田病院を設置いたしまして、昭和50年には医療法人徳洲会を設立いたしました。そして、徳洲会理事長に就任したわけでございます。その後、離島医療に貢献という形で、各離島、全国に病院建設を拡充いたしまして、町内、1997年には12月には伊仙町伊仙に伊仙クリニックを開設するなど、医療においては非常に貢献、全国的に貢献されました。2000年、平成12年6月には衆議院に初当選いたしまして、平成17年まで衆議院に就任しまして、内閣委員会委員とか、衆議院法務委員会委員に就任しております。既に、徳之島、平成18年には徳之島町の名誉町民、昨年の天城町町制施行50周年記念事業では、天城町の名誉町民、同年の23年には知名町の名誉町民として輝いている次第でございます。どうか、ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思っております。

○総務課長（窪田良治君）

議案第31号、伊仙町暴力団排除条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

暴力団の排除は、町民等が暴力団が社会に悪影響を与え、反社会的団体であることを認識した上で、町民が安全安心で暮らすことができる社会の実現のために条例の制定を行うものでございます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○企画課長（牧 徳久君）

議案第32号、伊仙町希少野生動植物の保護に関する条例の制定について、提案理由の補足説明をいたします。

本案は、奄美群島の世界自然遺産に向けての環境づくりと、本町に生息または生育する希少野生動物の保護を図り、後世に継承していくことを目的として、新たに伊仙町希少野生動物の保護に関する条例の制定を行うものでございます。

既に、天城町では、この条例が6月議会で制定されておりますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

以上です。

○総務課長（窪田良治君）

議案第33号並びに34号について補足説明をいたします。

議案第33号、34号につきましては、伊仙町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、ご提案を申し上げます。これにつきましては、4月1日より5%カットという形で、全職員一律で実施をしているところでございますけれども、職員組合と協議をし、また、職員組合の申し出により、若年層の給与保護のため、パーセンテージの調整をするものでございます。

同じく、その議案第33号、34号につきましては、給与改定、給与等級の、等級によってパーセンテージを改定していくものでございます。

2枚目をおあげいただきます。平成24年4月を平成24年7月1日に、基準日を改正すると。基礎額につきましては100分の5を、6級及び5級の職員は100分の5、4級の職員は100分の4、3級の職員以下の職員は100分の3に改めるとしてございます。

同じく、34号の説明をいたします。技能・労務職員につきましても、基準日を7月1日にするものでございます。あと、100分の5を100分の3に改めるものでございます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○町民生活課長（西 吉広君）

議案第35号の説明をいたします。

住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日から施行されることに伴い、外国人登録法の廃止により、外国人登録原簿に登録されていた外国人住民についても、住民基本台帳に記録されることとなり、国が示す印鑑登録証明事務処理要領の一部を改正を参考に、本町の印鑑条例の一部を改正するものであります。

以上、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○税務課長（池田俊博君）

議案第36号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

この条例は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づいて、緊急に地方公共団体が実施する防災のため等の施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率について、地方税法の特例を定めることとしたものであり、伊仙町においても、この趣旨にのっとり、均等割額を今現在は3,000円ですが、これを500円増額し、3,500円とするものであります。

また、市町村全体の均衡ある税負担ということで、東日本大震災の復興を図ることにするということで、提案させていただきますので、皆様のご審議、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○保健福祉課長（松田一郎君）

議案第37号、伊仙町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

この物件は、平成20年度寄附採納という形で、町のほうに寄附されている物件であります。

住民からも、公となる施設の寄贈財産の活用をする目的で、生活館としての機能を充実していくためのものでありまして、生活館のほうに、この物件、未来館を条例上、入れるというものであります。

続きまして、議案第38号、伊仙町敬老年金支給条例の一部を改正する条例についての補足説明であります。

この条例については、3月の定例会のほうでありましたけれども、一部理解が得られなかったということで、一部改正をして、また再度ご提案するものであります。

今回の敬老年金の減額は、従来支給しておりました80歳から99歳までの支給基準日を見直して、85歳、88歳、90歳から99歳の三つの基準に分割したものであります。100歳以上の方については、従来どおりであります。よろしくご審議お願ひ申し上げます。

○企画課長（牧 徳久君）

議案第39号、伊仙町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、補足説明をいたします。

まず、奄美群島防災関連施設整備事業でございますが、これは24年度の単年度事業でございますが、金額にして6,000万円の事業でございます。防災対策としての緊急避難対策として、徳之島交流ひろば「ほーらい館」を指定しておりますが、非常用の電源設備がなく、停電時に機能をしない状態にあります。緊急避難施設として指定されている徳之島交流ひろば「ほーらい館」にこの非常緊急時の非常用電源の整備、発電機を整備するものでございまして、災害にも強い町づくりを推進するものでございます。

次に、分娩及び産科医師確保事業、これは24年度から27年度にかけて行う事業でございますが、780万円計上しておりますが、本町は合計特殊出生率は日本一であります。島内の医療機関には常駐の産科医師はいないため、分娩や健診において困難を来しております。保健医療の福祉と連携をとりながら、特定健診、特定保健指導及び安全で安心のできる分娩や健診の環境づくりを行い、長寿子宝のモデルとなる地域社会づくりを目指します。

この2件の計画変更をする必要が生じたので、ご提案申し上げますが、よろしくご審議をお願ひいたします。

続きまして、議案第40号、奄美群島広域事務組合規約の変更でございますが、これは事務所の移転でございますが、去る4月から奄美群島広域事務組合が機構改革によりまして、職員増となったため、旧事務所が手狭となりまして、現、新しい事務所の旧奄美会館へ移転したため、この事務所

位置の番地の移転でございます。

以上です。

○総務課長（窪田良治君）

議案第41号、平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）が、既定の歳入歳出予算の総額51億8,159万7,000円に、歳入歳出それぞれ8,582万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を52億6,742万5,000円とするものでございます。

歳入についてご説明をいたします。5ページをお開きください。

総括、款9款地方公債費、補正前の額28億1,159万8,000円に対しまして、補正額3,678万9,000円を増額補正し、28億4,838万7,000円とするものでございます。

13款国庫支出金5億6,238万9,000円に679万7,000円減額補正し、5億5,559万2,000円とするものでございます。

14款県支出金4億169万2,000円に223万3,000円を増額補正をし、4億392万5,000円とするものでございます。

17款繰入金2億739万1,000円に80万3,000円を増額補正をし、2億819万4,000円とするものでございます。

18款繰越金1,000円に3,000万円を増額補正をし、3,000万1,000円とするものでございます。

19款諸収入4,778万1,000円に1,380万円を増額補正をし、6,158万1,000円とするものでございます。

20款町債6億1,390万円に900万円を増額補正をし、6億2,290万円とするものでございます。

歳入合計51億8,159万7,000円に8,582万8,000円を増額補正をし、52億6,742万5,000円とするものでございます。

9ページをお開きください。歳出をご説明いたします。

1款議会費1目議会費、補正前の額9,131万7,000円に24万6,000円を増額補正をし、9,156万3,000円とするものでございます。

2款総務費1項総務管理費3節交通安全対策費、これにつきまして説明いたします。

補正前の額381万円に197万5,000円を増額補正し、578万5,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、16目原材料費につきまして、交通安全施設の作製材料費として120万円を計上してございます。

10ページをお開きください。9目企画費、補正前の額6,858万8,000円に1,737万5,000円を増額補正をし、8,596万3,000円とするものでございます。主なものとしましては19節負担金及び補助金、ここに1,100万円を計上してございます。説明といたしましては、コミュニティ助成事業、小島集落、上晴集落、中伊仙集落、木之香集落、あとカウントダウンフェスティバルにつきまして、補助事業が確定をしたためでございます。

13ページをお願いいたします。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費1億4,181万8,000円に141万9,000円を増額補正し、1億4,323万7,000円とするものでございます。これにつきまして

は、節のほうで、13節委託費、システム改修委託料として158万3,000円計上してございます。

同じく4款衛生費1項保健衛生費5目保健センター運営費、14ページをお開きください。

先ほど企画課のほうからも説明がございましたけども、8節報償費225万8,000円計上してございます。

主に内訳といたしましては、産科医等確保支援報償費と、あと分娩報償費、健康長寿策定委員報償費等でございます。

16ページをお開きください。5款農林水産事業費2項農地費1目農地総務費7,741万円に557万2,000円を増額補正をし、8,298万2,000円とするものでございます。主な理由としましては19節負担金補助及び交付金295万8,000円を計上してございます。農地緑保全管理対策事業費の、これは新規事業として採択されたためでございます。

18ページをお開きいたし、お願いいたします。

8款消防費1項消防費2目非常勤消防費953万8,000円に215万円を補正をし、1,168万8,000円とするものでございます。主な理由といたしましては19節負担金補助及び交付金500万円を計上してございます。これにつきましては、地域防災組織育成事業補助金でございます。馬根地区におきまして、馬根中山集落のコミュニティ防災施設の改修事業でございます。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費5,337万9,000円から102万円を減額補正をし、5,237万4,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、教育委員会事務局の移転に伴う補修と、あと浄化槽の設置に伴う委託料、そこら辺について組み替えをしてございます。

22ページをお開きください。

11款災害復旧費2項公共土木債施設災害復旧費2目道路河川等災害復旧費、補正前の額1,000円、補正額733万6,000円を増額補正をし、733万7,000円とするものでございます。これにつきましては、15節でございますように、工事請負費としてございます。八重竿地区、木之香地区の道路災害に伴う工事等計上でございます。

以上、歳入歳出予算の総額51億8,159万7,000円に、歳入歳出それぞれ8,582万8,000円を増額補正をし、歳入歳出予算の総額を52億6,742万5,000円とするものでございます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

議案第42号、平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額を9億5,674万4,000円に歳入歳出それぞれ1,257万6,000円、1.3%の金額であります。を増額し、歳入歳出予算の総額9億6,932万円とするものでございます。

5ページをお開きください。金額の読みは省略し、主な事業を中心に説明させていただきますので、ご了承願います。

1款保険料でありますけれども、第1号被保険者保険料50万増額補正で1億1,086万1,000円であ

ります。これは過年度分の還付金の償還であります。償還が期限内で終わらなかったための介護分の繰り越し等があります。

4款県支出金1項県負担金3目介護保険財政安定化基金交付金でありますけれども、この金額が5月に入って内示をいただきました。3年間において、介護保険財政の安定化のための資金となります。使わなければ、4年後、3年間経過後には返すという金額であります。

4款県支出金2項県補助金1目介護予防費補助金でありますけれども、これは当初はありません。これも新規事業ということで55万円を補正いたしました。この事業については、新規事業でありまして、高齢者の元気度アップポイント事業ということでの県補助金であります。鹿児島県においても、実施している市町村はまだ少のうございますけれども、県のほうとしても高齢者の元気度アップポイント事業をぜひ進めてほしいという意向であります。中身については、歳出の方でご紹介いたします。

5款繰入金2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金、これについては、平成21年度から23年度分の基金繰入金でありましたけれども、これを償還金ということで返すことになっております。3年間の事業実績での返すお金であります。

次のページお開きください。歳出であります。

3款地域支援事業費1項介護予防事業費の中で、1目から3目までは、これは事業の組み替えでありまして、先ほど申し上げました地域介護予防の活動支援事業ということ、これも——失礼いたしました。1から4目までは事業の見直しということで、減とさせていただきます。

新たに6目の高齢者元気度アップ推進体制づくり事業ということで計上いたしました。

これは高齢者の方々がボランティア活動をしたりとか、高齢者の方々の介護予防に参加された方については、1時間1ポイント、1ポイント、これを100円ということで、年間50ポイント、金額にしますと年間5,000円をあげるということで、あげるといいましょうか、50ポイントをその候補者の方々に返して、その換金するのもし、それを事業団体に寄附するのもいいということで、この元気度アップ事業ということであります。高齢者の持っている知識とか、そういったのをボランティア作業に入れるのもよろしいし、自分の家の報償ということで、小遣いということで商品券にかえてもいいということで、今、まだ、内示はおいておりませんが、一応、伊仙町としてもこの事業に参加するということで、地域支援事業、基本的には介護の予防に向けての活動事業ということで進めております。

5目、前後しましたけれども、5目の介護予防普及啓発事業です。これも新規事業ということで、従来のサロンとか、こういったものを一部修正をかけながら、この事業を進めて、介護予防に結びつけたいということで、徳之島老人ホームの「きらら」のほうに教室を委託するという進めております。介護保険料の見直しもあつたわけなんですけれども、予防に結びつけたほうが医療効果には効果があるということで、すべてにおいて見直しをしながら、予防に結びつける事業を取り入れていくということであります。

続きまして、4款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費等準備基金積立金であります。

これ先ほど申し上げましたとおり、24年度から3年間です。基金のほうに積み立てておいて、介護保険の安定化に結びつけるということで、国からの支援金でもあります。これを年度途中で、状態を見ながら取り崩していったり、3年間で使うということで、この事業については、5月の初めに内示がありまして、この金額になったということでもあります。歳出にすぐ積み立てのほうに残すということでもあります。

5項諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金、先ほど申し上げたとおり、451万9,000円の介護従事者処遇改善特別基金の償還金に係るものであります。よろしくご審議お願い申し上げます。

○ほーらい館長（仲 武美君）

それでは、徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について、説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額1億1,290万5,000円に、歳入歳出それぞれ193万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億1,484万4,000円とするものであります。

3ページをお願いします。

款3繰入金ですが、補正前の額1,000円に100万円を増額し、100万1,000円とするものであります。

4諸収入ですが、887万3,000円に93万9,000円を増額し、981万2,000円とするものであります。

6ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費の目ですが、一般管理費ですが、節の1報酬ですが、フロント業務嘱託員として216万円を計上していましたが、減額補正とさせていただきます。また、7の賃金ですが、受付事務賃金の143万円ですが、フロント業務の受付賃金として計上してあります。

また、看護師賃金の135万9,000円ですが、介護予防のうりたわきや教室として看護師賃金として計上してあります。看護師2名の151回分の賃金等であります。18節については、受付等のパソコン等の関係等でございます。

次に、款2の健康増進事業費ですが、目の1健康増進事業費ですが、備品購入費で100万円を計上してあります。これについては、ジムの自転車等、また、パーフェクトボディ等の購入等、また、プール等の時計でございますが、これを購入予定としてあります。

以上でございます。

○水道課長（芳田勇人君）

議案第44号、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、補足説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額2億8,286万9,000円に、歳入歳出それぞれ3,307万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億4,979万7,000円とするものであります。

6ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。

2款国庫支出金1項国庫補助金1目国庫補助金、補正前の額7,500万円に2,200万円を減額補正し、5,300万円とするものであります。これは簡易水道補助事業1億5,000万円の要望に対し、1億600

万円と、4,400万円の事業費のカットによるものでございます。この4,400万円の半額補助分を2,200万円を減額するものであります。

続きまして、3款繰入金1項繰入金1目繰入金、補正前の額5,961万1,000円に142万8,000円を増額補正し、6,103万9,000円とするものであります。これは職員給料、手当等の増額分でございます。

続きまして、6款町債1項町債1目辺地対策事業債、補正前の額3,750万円に1,100万円を減額補正し、2,650万円とするものであります。これは、簡易水道補助事業の減額分でございます。

次に、2目公営企業債、補正前の額5,800万円に150万円を減額補正し、5,650万円とするものであります。

1目2目の合計が補正前の額9,550万円に1,250万円を減額補正し、8,300万円とするものであります。

続きまして、7ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。

1款水道事業費1項一般管理費1目一般管理費、補正前の額3,210万2,000円に142万8,000円を増額補正し、3,353万円とするものであります。これは、先ほど申し上げました職員給料、手当等の増額によるものであります。

続きまして、1款水道事業費3項配水給水費2目基幹改良事業費、補正前の額1億7,054万4,000円に、3,450万円を減額補正し、1億3,604万4,000円とするものであります。これは、簡易水道補助事業の減額によるものであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議の上、採決くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております同意第4号、伊仙町名誉町民の選定から日程第25 議案第44号、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）までの16件の審議を中止します。

△ 日程第26 一般質問

○議長（常 隆之君）

日程第26 一般質問を行います。

通告順に従って、順次発言を許します。

初めに、上木 勲君の一般質問を許します。12番、上木君。

○12番（上木 勲君）

6月定例議会に一般質問を出してありますので、まず、一般質問を行いたいと思います。

そこで、この一般質問は、今、目手久地区で進んでおる伝統、伝承文化情報発信施設の条例制定ということで、軸はそういうことではありますが、この今、事業については、町民の間でももちろん伊仙町の文化施設、あるいは徳之島の文化施設の拠点として、その役割は非常に重要ということで、文化、文芸の振興の拠点として、機能について、大変期待の大きい施設なわけでありまし

て、そこで、有識者の間からも、せんだって、私もこの問題についていろいろ取り上げたりしましたので、いろんな町民からもいろいろな意見も要望とかも聞いておるわけでございますけれども、しかし、いずれにせよ、町議会がいろいろ研究し、そして町執行部、町議会が事業策定をして、国県の補助金なんか、あるいは町のいろんな資金を投入して、今、行った事業でありますので、それが所期の目的等にも効果を上げれるよう、ひとつ町議会、執行部、そういう頑張ってもらいたいというようなことでございます。

そこで、この施設について、この徳之島伝統伝承文化の情報発信施設ということで、この名称からしても、もう全島、徳之島全島、全町民を対象にした文化施設で、先ほどお話ししましたように、文化文芸振興の拠点等々を目標にしているわけでありましてけれども、ここに至るまで、3町はもとより、あるいは徳之島にいろんな文化住民団体と、いろんなこの協議がなされたというようなことで、そういうような協議が3町の段階で、あるいは民間団体でなされたかと、そういうことについて、内容についてお話を承りたいと思います。

それで、天城町と伊仙町、天城町と徳之島町です。この2町も何らかの徳之島3町が対象ということになるかと思っておりますので、この2町が、この施設の管理運営等について、何らかの関与をされるのか、その辺のことについて、ちょっとお伺いをいたします。

次に、2点目に、この施設はドーム闘牛場も一体となった公設公営文化施設であるわけですから、そこで、町民みなさんにも、闘牛と今、大体は入場料を取って、そして牛主には出場代を出して、いわゆる興業闘牛になっているわけですが、その興業闘牛とこの文化伝統発信、いろいろな、民謡あるいはうた、おどり、その他の文化とのいわゆる競争は、うまくいくだろうかというような心配もあるわけです。その中には、この闘牛の興業が過熱して、そして、何らかの悪影響なんかが出ることはないかとかいうような、何かその話も聞こえてくるわけございまして、そこで、この施設の管理運営に、町、伊仙町議会あるいは伊仙町が設備があるわけですが、そういうような心配なんかは現実のものにならないような、そういうような管理運営を、いわゆる何ちゅうんですか、条例、規則とか、そういうような環境整備が行われているのかと。

それと、それから10月にはここの施設を利用した施設の整備が行われ、こけら落としもするということでございますけれども、それまでに、こういうもろもろのいわゆる環境整備が整えるのかということについて、2点目にお伺いいたします。

次に、先だっの何か議会に答弁あたりでですね。闘牛、今、徳之島の闘牛文化を無形文化財というんですか、そういうふうな文化財に指定の手續等も何か起こされているというような話もありましたんですけれども、それは国の段階、県の段階、町の段階、いろいろ段階があるようだけれども、どういう段階で、どういうふうな手續、手順で、そういうことが進められるのか、また、そういうふうなものが作業が進んでいるのか、まだ、その文化財指定のあるのか、以上の点について、質問をいたします。

次にまた、自分の自席に帰って、この今、これらの問題についての答弁について、また正してま

いりたいと思います。

1 回目の質問をこれで終わります。

○町長（大久保明君）

ただいまの上木 勲議員の質問に関しましては、3 町との協議、また、いろんな文化協会、観光協会等の協議の内容について、また、無形文化財指定の件につきまして、まず、企画課長のほうから答弁をしていただきます。

○企画課長（牧 徳久君）

徳之島地域文化情報発信施設の管理運営条例の制定についての、まず 1 番目から答えてまいりたいと思います。

3 町を対象とした施設と認識しているが、天城町、徳之島町も管理運営に何らかの形で関与をするかということではありますが、先ほど説明のとき、委員の説明の中で、3 町話し合いがありましたかということですが、3 町の文化協会、あるいは闘牛協会とか、若い青年層、こういったのをメンバーをそれに数10名呼びまして、会合を重ねております。そのことをご報告申し上げます。

あと、施設は、施設については、伊仙町が管理主体でありまして、設置及び管理、管理に関する条例と、それで管理するものであります。両町、天城町、徳之島町は、維持管理面においては、関与いたしません。

しかしながら、徳之島地域の文化情報を発信する施設でありますので、闘牛文化に関しては、闘牛に出場する牛については、3 町それぞれから出場するわけであります。そして、文化面に関しましては、伊仙町のみならず、徳之島一円、各集落に、そういう島唄とか、8 月踊り、各集落に残る民謡、いろいろ島唄等が残っておりますので、これらを文化協会とか、3 町の文化財保護審議会と、こういった面々のご意見とりながら、掘り起こして、これに、この施設に生かしていきたいということを考えております。

次に、2 番目の公共・公営に相応しい厳格な条例制定の作業は進んでいるのかという点でございますが、この施設には、既に伊藤観光ドームという個人の闘牛場がございますが、徳之島初の公営公設の文化情報発信施設でありますので、闘牛や8 月踊りなど、島唄を含めた形で、月 1 の文化情報発信を、今、模索中でございます。それで、各町の闘牛協会や文化協会、観光協会とも会合を重ねているわけございまして、同様の施設がある宇和島市とか、沖縄県のうるま市、既にこういった施設が多目的施設ができ上がっておりますので、ここ等の条例を取り寄せまして、参考にしながら、今後、このこけら落としまでには議会の皆様のご審議を賜りたいと思っておりますので、その節には、どうかご審議を賜りますよう、よろしくお願ひしたいと思っております。

3 点目の文化財については、教育委員会のほうで答弁しますが、我々企画課に今 4 月から闘牛連合会、徳之島闘牛連合会の事務局を移管してございますので、1 点だけ申し上げますと、この闘牛連合会会長、各支部長名で、3 町の町長、議会議長、教育長あてに、去る 6 月にこの重要無形文化財の指定に向けての要望書を提出してございます。これは、3 町の闘牛連合会会長と 3 町の支部長

名で提出してございます。

○教育長（茂岡 勲君）

3月の第1回の定例議会で、学校教育と闘牛文化のありようについて、教育委員会の所見をお答えしたところですが、きょうは、闘牛の無形文化財指定とその手順等についてというご質問でございますが、少し、より専門的になりますので、担当課の社会教育課長に答弁をお願いするところです。

○社会教育課長（當 吉郎君）

上木議員の質問、闘牛の無形文化財指定の手順と現状、また、今後の見通しについて問いますという質問に対しまして、補足説明をさせていただきます。

まず、指定の手順としまして、教育委員会において、無形文化財の保持者、または保持団体の要望を受け、伊仙町文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、無形文化財を指定し、第3項の規定により、その保持者または保持団体を認定しなければなりませんとなっております。

また、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする無形文化財、認定しようとするその保持者または保持団体を伊仙町文化財保護審議会に諮問しなければならないとされておりますので、闘牛の文化に関しましては教育委員会において闘牛協会または闘牛連合会ということになるかと思いますが、より要望等を受け、伊仙町文化財保護審議会の諮問を経て、指定及び認定することが望ましい手順と理解しております。

現状といたしましては、徳之島地域情報発信施設の建設を機に、徳之島闘牛文化を無形民俗文化財として指定はできないかという闘牛連合会の会合あたりの情報がありましたので、伊仙町文化保護審議会では現在意見を交わしているところでございます。期限は定かではないが、伊仙町誌によると、南島誌や徳之島事情、徳之島小史において藩政時代から全島の闘牛大会が記述されており、島民の娯楽として何百年も続いている闘牛文化は無形文化財として今後も伝統継承していく価値があると共通理解をしているところですが、現在の闘牛大会のあり方等について課題があるので、継続して審議をすることを文化財保護審議委員会では確認していました。

今後の見通しといたしましては、去る6月14日に、徳之島闘牛連合会より各支部の会長さんも連名ということになりますが、闘牛文化の町指定無形民俗文化財登録に関する要望書が提出されましたので、島民（町民）が闘牛を育て、闘牛大会へ出場させるまでの一連のしきたりを包括的にとらえ、整理をして、現在の闘牛大会のあり方と文化的な遺産として全国へ発信できるような体制を整えば、無形民俗文化財として指定及び認定できるものと考えております。

以上です。

○12番（上木 勲君）

3町とそれから関係民間団体とも意見交換会、そういうことは進んでいるというような企画課長のお話で、管理運営は伊仙町、町立伊仙町が管理運営をするということで、これからの向こうのいろんな行事の取り組み等については、3町の話し合いをして理解を受けながら協力して徳之島の文

化、文芸、そういうような発展に寄与したいということでもありますので、ぜひそういう作業を進めていただきたいと、こう思うわけです。実質の名目上もそういうような徳之島の文化、文芸の拠点としての役割を担えるように進めてほしいと、こういうふうに希望するわけですが、

つい先だって、これは公式ではないんですけども、ちょっと非公式に何か伊仙町から非公式ないわゆる協力要請のような話もあったと。しかし、この建設に至るまでには何もそういうような話し合いの場が、そういうことはなかったような話に聞こえたんですけど、その辺のことは町長、これは終わって事業化になったわけだから、別に今さらそういうことを言うわけじゃないんですけども、どんないきさつでこれからこの施設のことについて伊仙町で管理運営をするわけですから、この町、民間団体はもとより民間各団体はもちろんですけれど、町行政にも今までそういうふうな話し合いが何かあんまり充分でなかったかのような話を聞いたんですけども、それは別にしても、これから3町、町長のほうから、町が管理運営するわけですから、そういうふうなお願いというか、こういう3町で話し合いの場を持たれる、そういう考えはあるかどうかお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

この事業を申請した段階においては、3町でやっという話が具体的になかったのではないかとありますけれども、ここは3町長で非公式の話し合いの場で、例えば競り市場の統合のときもいろいろ話がありました。これは場所を三京にするか、今の大原地区にするかというときに、私は天城町を三京でいいんじゃないかという話などして、とにかくまとめなければいけないという思いがありました。そのときに次3町で、これは伊藤知事も2期目の前後で徳之島3町で話し合いをして闘牛を中心とした多目的施設をつくってほしいということを、伊藤知事が基地問題が落ち着いたときに徳之島3町はよく頑張ったということで県も協力していきたいという話をしたときに、私は両町長に、そうなった場合は伊仙町でお願いしますという誘致のお願いはしたことがあります。ただ、この管理運営を3町で共同でやっという話はございません。

例えば徳之島町文化センターは、いろんな3町が利用します。それから、徳之島空港は県の管理でありますけれども、あのビルは天城町が中心とした管理になっておりますので、この施設は伊仙町内にあるわけですから、今の段階では伊仙町が管理運営をしていくということになると思います。

それから、観光協会、観光連盟等、また闘牛協会等の共同の協議の場を過去2回ほど設けました。そこにまたいろいろ航空会社の方々も入れて、これから観光は闘牛文化、そしていろんな島唄、八月踊りなどを中心として、当然3町が一体となって進めていかなければいけないと思っております。

以上で説明は終わります。

○12番（上木 勲君）

これは公式なこと、何か伊仙町が独自にずっと進められたというふうなあれで、徳之島町あたりでは、それは自分らは余り関係ないよというような、何かそういうふうな雰囲気もなきしにあらざるようなことを感じますので、ぜひまた3町が協力体制でもちろんこうふうな施設ですから、言ってるように町長のご努力が私は必要じゃないかと、こういうふうに思います。そういうような努力

をまた重ねてほしいというふうに思うわけでございます。

次に、この闘牛のこれは厳しく住民にも指摘を受けたわけですが、このすばらしい施設、文化施設ですから、それが機能どおり、これから役立てるような管理運営がなされなければならないということで、それにはその管理運営のあるいは条例とか規約とか規則が厳正に選定されて、厳正にこれが運営されるということが条件になるわけですが、その辺のことについては今企画課長がこけら落としまでに間に合うように、今その条例策定の作業が進んでると言いますので、またそのときにいろいろみんなで意見もまた私らも意見も出し合いたいと、こういうように考えています。そういうことでとにかくそういう間違いないかの、そういう施設であるだけにそういうふうな問題等が起きないように、ちゃんとそれを予防できるような、そういうふうなちゃんと条例原案作成、立案されるように考えておるか、その決意をちょっともう一回改めてお聞きしておきます。

○企画課長（牧 徳久君）

先ほど申し上げましたが、先例のある市町村から条例等取り寄せたり、また、闘牛協会とも、観光協会ともいろいろお話を進めながら、この条例制定については10月28日がこけら落としでございますので、それまでに十分間に合うということには9月議会あたりを目指しているわけでございまして、ぜひその節にはご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○12番（上木 勲君）

それでは、先ほど教育委員会のほうからも、もろもろの今の状況についての話がありましたので、すけれども、いわゆる今国指定になっておるのが、今新潟県とか、それから島根県の隠岐ですか、あるいは、あれは何か言いますが、闘牛場になってる宇和島あたりですね、いろいろ国指定のそういうふうなあれもあって、徳之島の闘牛とのあり方だけがちょっと違っておると、現在の。昔は徳之島もそういうことで慰みて行って、近くで今までもみんながやって、牛主同士話し合っって相手を決めて、それで出場料も取らなければ入場料もない。

みんなが農繁期の後に遊興日、何か遊ぶ日というようなことで、農繁期の後に気晴らし、憂さ晴らし、娯楽のために自然素朴に行ったといったことであるんですけども。ところが、それが私らが物心ついて小学校2、3年のころに1948年、昭和23年ぐらい、何か徳之島闘牛組合というのができて、そして牛主にも入場料をやり、入場料も取るようになって、そしてその時分からいわゆる闘牛はそういう昔の慰みじゃなしに興行化、いろんな進化して、内容等についても進化して、興行化、もちろん現代的に興行化しているということで、その辺がとにかくこの闘牛の問題点となっております。

隠岐や他のところのように牛を種つけて、親牛に産ませて、そして大事にして育てて、あるいはその辺の生まれ育てる、あれだけでも、ただ、今の先ほど教育委員会もお話あったんですけど、その闘牛のあり方、現代的に興行化されてるそのあり方が興行化と今の文化財のとの兼ね合い、接点にいろんな問題があるかと思っておりますけれども、ぜひその辺のことも末永く徳之島の闘牛の発展、そのためにはやっぱりそういうふうなちょっとマイナスイメージのとももちろんみんなの信頼を

受けられるようにクリアしていかなければ、歴史的にはそういうことになっていかざるをえないんじゃないと私は思うんですけども、そういうことをみんなで知恵を出し合って、何かその辺のことがどっからも信頼を受けれるような内容に。もちろんそれには今おっしゃったように新潟、隠岐のような無形文化財に登録されるのがいいけれども、ところがそれなしには今のようないことが問題になるのではないかなと思われたりするんですけども、その辺のこのこれから論議して、伊仙町のあれが何らかのそういう形になるように努力する考えはあるのかということをお聞きします。町長。町長の考えですべて動くわけですから。

○町長（大久保明君）

今回はこれは公設公営でございます。県のほうも今まで県議会の中でも問題になったし、教育委員会の中でもかなり問題になったこと、過去この20数年の間でありますけれども、そういうマイナスイメージは払拭していかなければいけないと思っております。県が今回私たちにいろいろ申し出ていることは、まず場内でのいろんなたばこの問題とか、トイレは今回はしっかり女子トイレも8個設置いたしますけれども、その中でのこのモラルの問題、マナーの問題は改善していかなければなりません。これは闘牛協会と話し合いしたときに、観光協会も入れて話し合いをしたときに、その辺は厳しくやっていくと。また、こういうことにモラルの問題に関しましては、徳之島警察署とも話をしておりますので、その辺は見て見ぬふりをするのではなくて、そういうことが公に堂々で行われているというのは、これは大変な損失であります。観光客の方々にとってもそういうものを目の前で見たりすると、何だこの島はということになります。

また、それは要するにこの闘牛文化、それから八月踊り、そういうものを多くの島外の方々に見に来ていただきたいというのが、この施設の目的ですから。ですから、そういう情報を全国、全世界に情報発信していくという名前になっているわけでありますので、そうすればこの前闘牛協会と議論の一つは、今あそこに旧来の闘牛場においては放映権、放映権というか、ビデオ会社が独占してるわけですね。ただ、この情報発信施設においてはそういうことはやっていけないと。

フリーにみんながテレビ局をみんな入ってこれるようにしていくことが生放送もやっていけるようにすれば、この闘牛のことを多くの方々が知ることになります。そうすれば本物を現場に行つて徳之島に行つて見てみたいという人たちが来るわけです。いろいろこれは議論をしたのは、情報を生放送させないことに価値があるという考え方を闘牛協会が言います。放映させないことで都会から人が島に来やすくなると。放送すると来たい人が来なくなるという議論がありました。これは私は間違っていると。多くに発信したら、徳之島に行つて本物を見ようとする人のほうがはるかに多いというふうな、今結論はそうなりませんでしたが、そういうふうに今議論をしている状況。

ですから、上木議員が話すような文化財としての価値があるのかとか、それからいろんな教育環境上よくないんじゃないかということは、そうならないために、あの熱気、そして子供たちが一生懸命闘牛を応援すると、しかも育てると、そして動物愛護だと。闘牛を持つ、夢を持って一生懸命することが、大きくなった後の人生に勇気を与えるとか、そういういいところを発信していく。あ

れこそが徳之島のシンボルだというふうにやっているといます。

もう一つ、今議論しているのは、散歩の問題、この前質問をしましたが、2人ついて行くと、それからふんは責任を持って処理をしていただきたいということを強力にしていきたいといます。

それと、もう一つは、場内で牛の勝敗が微妙になったときに、支持者同士の混乱がこの前もあって、このことも問題になっておりますので、目手久の施設に関しては、勢子は2人、片方1人ずつしか中に入れられないというふうに決定をして、そして出入りは手を挙げて外から入ってきた人と交代するというふうにしていけば、いろんなネガティブな面が間違いなく払拭していけるといふふうに今考えております。

慰みであったその文化が興行化してちょっとおかしくなってきたのではないかという議論ですが、慰み、自分たちだけで慰めていくことよりも、このすばらしい伝統文化を興行ということも含めて全世界から来ていただくということは徳之島のよさをアピールするということになりますので、私はそのように今考えております。

○12番（上木 勲君）

町長の何かそういう思いですね、いろいろ先だつての広報にも載せた、この機会にそういうようなして、徳之島の土着文化の闘牛を守り、そして発展させていきたいというような思い、今のお話そのままあれになるように、その逆の話になんかにならないように、その関係団体とか、いろんなことを指導力を発揮して、そうふうな体制ができることを希望して、これで一般質問を終わります。

○議長（常 隆之君）

これで上木 勲君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。午後1時から始めます。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福留達也君の一般質問を許します。

○2番（福留達也君）

皆さん、こんにちは。2番、福留でございます。平成24年第2回定例会において一般質問を行います。通告書に従い、順次質問を行います。

まず、伊仙中央商店街活性化について伺いたいと思います。

ほーらい館、百菜、法務局出張所の設置工事も完成し、徳之島島内における人の流れがこれまでの徳之島町への一辺倒から徐々に脱却し、全島的に分散してきていると思われま。

10月には奄美信用金庫伊仙支店も完成予定であり、さらにその流れは強まりつつあると思われま。

鹿児島銀行の撤退、徳之島農業高等学校の統廃合による閉校、小規模店舗の閉鎖等々暗い出来事ばかりが続いていた中、久しぶりに明るいニュースが続いております。そんな中、さらにAコープの誘致という話がありますのでお伺いいたします。

まず、Aコープの誘致の具体的内容はどうなっているのか。誘致場所、誘致の時期、店舗規模等、現時点で確定している事項の詳細を伺います。

次に、以前、大型店舗誘致の話が持ち上がったときに、大多数の住民は誘致に賛成であったが、商工会関係者や町外の大型店舗等がこぞって反対し、頓挫したと聞きます。今回も同じような構図になっていると聞きますが、町として大型店舗誘致の話やそれに反対する方々にどのように対応なさるつもりなのか伺いたいと思います。

さらに昨年の施政方針演説で、商工観光の振興策として小規模事業所の経営改善や購買者の町外流出を抑制し、活性化を図りますと掲げてあります。今回の奄美信用金庫やAコープ等の誘致はその一環だと理解しております。今後、葬儀場やシルバー人材派遣センターの設立、あるいは飲食店を誘致する考え、そういったものはないのか伺いたいと思います。

次に、生活保護行政について伺います。

数日前の新聞に、平成24年3月末時点での生活保護受給者数は全国で210万人、3兆7,000億円もの経費がかかったとの報道がありました。東日本大震災や高齢者の増加、不景気等による雇用の減少などが主な増加原因のようであります。生活保護受給に関する申し込みや調査、認定業務は福祉事務所の管轄なので直接的には役場の管轄外ではありますが、現在町内における生活保護受給者の実態を把握し改善できればと、そういった思いで以下の点について伺いたいと思います。

まず1点目に、受給者数の男女別、世代別人数の現状での内訳を伺いたいと思います。

2点目に、過去10年間の受給者数の推移を見て、増減の主な原因は何なのか伺います。

最後に、今後の自立に向けた対策を伺い、1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

福留達也議員の質問にお答えいたします。

1番目の中央商店街の活性化についてでございます。これは私のほうから答弁をしたいと思えます。2番につきましては担当課長のほうから答弁をしていただきます。

約1年ぐらい前だったと思います。これはJAの専務理事のほうから、伊仙町内にAコープを24年度からの3カ年計画の中で考えているというお話をお聞きいたしました。そういった計画の中でいろんな優先順位がございますので、私としてはJA奄美の組合長、そして県のAコープ会社、そして経済連などともいろんな誘致を水面下で行っていたという状況でございます。JAあまみのこの理事会の中では決定をしております。昨日、徳之島の総代会がございましたけれども、その中でも計画の中に入っているようでした。いずれにいたしましても、JAあまみの総代会が6月23日行われるそうでございます。その中で決定をしたならば、Aコープ会社等が現地のほうに来ていろいろ調査をするということでもあります。土地の問題など規模の問題などを検討をしていくということ

になると思います。

以前、タイヨーを平成17年から18年かけて誘致をしたことがございます。そのときには特別に反対運動ということは具体的に要望書等は来ていなかった状況であります。最終的には設計までできたんですけども、タイヨーの最高責任者が島に来て、やっぱり県道に接してないということが最大のネックだと聞いております。そういうこともあって断念したわけでございます。それからあきらめずに何回かお願いに行った状況ですけども、なかなかいい返事はいただけませんでした。

また、ニシムタのほうにも何回かお願いをして行きましたけれども、このことも伊仙町に多くの人たちが集まるような状況になれば、その可能性は大いに出てくると思っております。

今回の件に関しましては、J A徳之島事業本部のほうに、いろんな電話等での反対意見があるそうでございます。しかし、大多数の町民は私は賛成であると確信をしております。

お聞きしたのかもしれないけれども、商工会の方々と協議の中で議論になりまして、当時の商工会長は絶対反対だということを主張いたしました。今、上木勲会長にまたかわりまして、前向きに検討していただけるのではないかと思っております。

それから、今後とも町民への理解、しかしこれは町が決定することではございません。

あくまでもJ Aと関連会社であるAコープ会社が決定をすることです。いろんな土地の調査する段階等において協力はしていきたいと思っております。

それから、葬儀場の問題は、これはJ A以外の大手の葬儀会社がありますけれども、いろいろ要望はしております。ただ、これは旧伊仙町の今の高齢者人口を考えますと、あと10年以上は年齢構成からいけば今のような推移でお亡くなりになる方々は継続するわけですので。ただ、火葬場との距離の問題などを考えてみた場合、今J Aルミエールが目手久にありますけれども、あそこは規模が非常に小さいということなどもありますので、J Aのほうのいろんな考え方をお聞きして、また伊仙町の人たちが恩恵をこうむるような政策をとっていかなければいけないと思います。

シルバー人材センターは他町においていろいろありますけれども、ただ、いろんな運営に関しまして町の負担が相当ふえてきております。また、シルバー人材センターの方々の徳之島町の場合、主に伊仙の農家のほうとか庭の清掃等に来ているのが現状であります。そういった中でNPOいせん1・1の方々が今積極的に取り組んでおります。これはNPOという非営利団体がいろんな地域の振興のために補助事業というものがあるわけですので、それを活用していくということで、今町内でのアンケート調査をした途中経過をお聞きしましたけれども、9割以上の方が賛成だということで、しかもそのシルバー人材センターで働きたいという方が相当数いらっしゃるというふうな現段階のアンケート結果をこの前お聞きいたしたところでございます。

それから、飲食店の誘致ということは、これはよくわかりませんが、24時間のエブリーじゃなくて、いろいろ伊仙町内の飲食店に関しまして、これは先日も去年の忘年会で各課の忘年会は町内でということ、ある意味での命令を出したというか、これ出したんですけども、やはり町内の飲食店の価格の問題と内容の問題等もありますので、もっと安い価格で、例えば今ほとんど亀津

に行くのは3,000円で時間限定での店が多いそうでございます。そうした場合によくよく見ますと、いろんな食材が出てきますけれども、あの食材をほとんどの方が完全に食べているかどうかということなど見てみた場合、これは3,000円会費の中でやっていくという流れが出てきておるのではないかと思います。町内の飲食店にそのことを要望をお願いしていた結果が、1店舗がそのようにしていきたいという話でございました。

これから環境問題、そしてエネルギー問題など資源を大事に使っていくという時代に、日本人が誇りに思ってた、お祝いをしてたくさん食材を出して、それは食べなくてもいいという文化が正しいかどうかというふうな判断を迫られるようになってきていると思います。このバイキング料理というのは欧米においては残すということはモラルに反するというふうな感覚がほとんどでございます。日本人が今飲食店とかお祝い等で多く残すということ、これをいろんな残飯等になるからある程度許せるんじゃないかという考え方もあるかもしれませんが、資源の枯渇の問題等考えた場合には、考え直していく時代ではないかと。余談でしたけどもそういうことを考えております。

2番目の生活保護行政については、要望があれば後で答弁をしていきたいと思っております。

以上です。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、2番目の生活保護行政についてお答え申し上げます。

まず、1番目の受給者の現状、男女別、世帯別ということでもありますけれども、男女別に申し上げますと、現在男性で147名、女性で169名、合計316名となっております。この中で年齢別に申し上げますと、ゼロ歳から49歳までが約18%、50代から80代以上、これが82%ということで、50%以上が受給者数となっております。

世帯別に申し上げますと、世帯総数で245世帯、人員で323、さっきのとちょっと若干誤差ありますけれども、途中の中で廃止とかはあって、統計上の記載があったかと思っております。

その中で保護の資料の中で現状として生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助とありますけれども、葬祭扶助についてはなかなかこれが認められないということで、申請ありますけれども、これは県の判断で葬祭扶助は通っておりません。今資料については大島支庁の徳之島事務所のほうからの資料提供に基づいて皆さんのほうにはお知らせしているわけでありまして。

2番目の約10年間の受給者数の推移を見て増減の主な原因は何かということでもありますけれども、10年間見ますと、世帯としては平成15年と平成20年比較しますと、世帯数では若干上昇しておりますけれども、人員についてはほぼ横ばいではないかなと思っております。生活扶助についても世帯数は増加しているんですけども人員が横ばいということでもあります。特に厳しいのは教育扶助について原因があるということでもあります。介護扶助、医療扶助についてはほぼ横ばいではないかということで、10年間のグラフの中から見てとれると思っております。

トータルで考えますと、10年間の受給者数の推移を見て、増減の主な原因は何かということであ

りますけれども、原因についてはさまざまであります。不景気、病気で働けない、ひとり暮らしの高齢者が多くなったということと、高額医療費が払えないということで医療費の問題もあって、収入から見ていきますと、なかなかそういった実態が重苦しい実態が見受けられます。それと離婚とかDVなどで、個々でその増減の主な原因は違ってきておりますけれども、最近、景気の動向が大きく影響をあらわしているのではないかと思っております。

3番目の今後の自立に向けての対策ということで、鹿児島県からの資料をいただきましたけれども、県においては月1回以上、自立の必要な対象者に就労支援員による就労支援を行っておりますということであります。就労支援員は福祉事務所の中においてそれぞれのエキスパートの方に支援員を設置して、ニーズ調査とかその人の動向とか伺っているということであります。平成23年度の就労支援、就労に意欲があって、就労支援に同意してる65歳未満の人が対象ということで県のほうでは対策講じておりますけれども、町の中では一応窓口業務ということで対応をしております。

個々の問題点とか精神的なフォローのケアとか、そういったものについては保健師を交えて就労とか支援に対しては細かく意見を聞いております。

23年度の就労支援の中で実績が上がっております。就労支援者数が徳之島町、天城町、伊仙町と書いてありますけれども、3町で48名、伊仙町11名ということであります。就労の実績として、18名のうち伊仙町が4名ということであります。4名の中で伊仙町の方だけ申し上げますと、農業支援隊に1人入っているということです。農業の手伝い、期間労働ということで1月から3月までが1名、農業手伝い、同じく12月から3月までが1名、常用就労というので、これは施設介護のヘルパーということで1名が就労しております。

就労による保護廃止については3町4名おりますけれども、伊仙町においてはまだ保護廃止はされてる方はいないという状況であります。県においても、町も連絡連携とりながらやりますけれども、今後支援対象者のどういった支援があるかと言いますと、県の福祉事務所の中にあります就労支援に係る組織の中でいろんな組み合わせがありまして、支援対象の希望、能力等により判断することとしておりまして、4つほど就労支援メニューがあります。まず、職場体験講習ということと、職業準備セミナー、個別カウンセリング、グループワークということで、いずれも意欲があってこれに参加できる申請者だけを対象ということで就労支援を県のほうで進めております。

先ほど申し上げましたとおり、町としても保健センターの保健師を対象とか、包括支援の中にあるケアマネジャーとか利用して、就労支援に結びつけていけるような相談、手当てを十分していきたいと存じております。

以上で終わります。

○2番（福留達也君）

まず、Aコープの誘致の具体的な内容なんですけれども、先ほど町長の答弁でほぼ確定しているのかなと。あとはJAさんの判断待ちなんだろうなという感触を得ました。

今の答弁の中で、以前の大型店舗誘致のときに、県道に接している、そういったところを希望す

るがなかなかなかったと。そういった話で頓挫した部分もあったかと思います。今度もAコープが来るという話、ほぼ確定でありましたら、町としても一生懸命誘致場所なり融資して、Aコープが使いやすい場所、そういったところの土地の確保、そういったところに協力していく気というのかな、あれはあるのか、伺いたいと思います。

○町長（大久保明君）

先ほど答弁したとおり、土地の問題に関しては全面的に町としては協力をしていきたいと思っております。

○2番（福留達也君）

ぜひこれかなり反対もあつたりすると思うんですけども、これは大きな視点から見れば間違いではなくて、むしろ大歓迎すべきことなんで、町挙げて協力してあげていただきたいと思います。

確かにこれまで商店街を営んできた方々にとっては想像もつかないほどの脅威を感じて、そういったのを反対する気持ちは十分にわかります。けれども、果たして町民の大多数の意向に反しているまでも反対ばかりしていいのかなと、素朴に感じたりもしております。

住民に利用してもらってこその方々、商店の方々でありますから、住民のことをもう少し考えて営業努力をしたりしていただきたいと思います。例えば商品単価を亀津並みに安くしたりとか、営業時間もうちょっと延ばす、7時あたりはもう閉まってる店が結構ありますね。

そういったのを営業時間を工夫したりとか、サービスを向上させる、そういったことによって幾らでも改善していく余地はあると思います。大型店舗が来ることによるマイナス面、そういったのばかりを恐れずに前向きにチャンスだととらえてほしい、そのように思います。これまで以上の人間が行き交うことによって新たな商売のきっかけが必ず生まれてくるはずだと思っておりますので、ぜひ頑張っていきたいと思います。

商工会関係者とのお話は先ほども町長答弁ありましたので、これで終わります。

あと仮にAコープが来たとして、従来の小売店舗の方一生懸命営業努力をして、さまざまな改善して、それでもなおかつ厳しいそういった状況があれば、ばっさり見捨てるのではなくて、何とか経営改善していただいたり、そういった下支えはぜひしていただきたいと思います。

次に、葬儀場、シルバー人材派遣センターの問題に移ります。

葬儀場あるいはシルバー人材派遣センターを設立、あるいは飲食店の誘致、これは私がたまたま考えた例えであって、自分たちの町でできることはなるべく自分たちの町で行い、この自分たちの町伊仙ですね、伊仙に人や金あるいは雇用の場の創出、そういった手段の一つとして例えただけであって、他に何か考えているものがあれば伺いたいと思います。

先ほどの飲食店の誘致に関しては、24時間のコンビニ、ああいったものの誘致とかそういったのはむしろしないほうがいいのかと思ったりしております。他の町で伊仙町関係者が行って立派に成功して飲食店等経営してる、そういった方々にぜひ伊仙に戻ってきて、伊仙でもそういった商売をして伊仙を繁盛させる。そういった伊仙に戻ってくる、そういったことの誘致というのかな、お

願いというのかな、そういったことをしているのか、そういったことを聞いたかったわけでありませう。そういった誘致活動とか他に何か考えてる、そういったものがあれば教えていただきたい、そのように思います。

○町長（大久保明君）

亀津を中心にその人達が戻ってくるというだけではなくて、やはり魅力のあるお店をつくっていくと、そういう店が本来ならば、そこにまた新しい町ができていくということになります。

急速に過疎箇所、人口減の中で、そういったことが可能であるかどうかということを考えてみたときに、島全体もこのままで行きますと人口が減ってきますけども、人口をふやすためにはどうしたらいいかと。もちろん教職員にも町内に住んでもらうのがもう当然中の当然であります。そういうことではなくて県外からIターン・Uターンの人達がまた島に来てもらうためにはどうしたらいいかということを根本的に考えていかなければいけないと思います。

そして、この人たちが帰ってきて、年金生活者ですから、絶対的な雇用、雇用がないことが多いわけですから、土地があって畑があって、そしてある程度の農業をしながらそれこそ悠々自適に生きていけるためにどうしたらいいかということを考えてときに、特に50周年を機会にみんなに帰ってきてもらって、島のよさをもう一回わかってもらおうと。本当に都会に出て行って、都会で子供ができて、そして都会に住みつくことが幸せなのかどうかということを考えてみて、そういう話し合いを郷友会の方々とすると、ほとんどの人が島に対する思いは強いわけですが、皆さん方もよく理解してると思います。ですから、我々が受け入れるようなことをつくり上げていくということが大事だと思います。

一つは、滞在型施設をつくってほしいという要望がかなりあります。そのことを農業高校に一部という話が出ておりますので、あそこは厨房もあるし、そういう形で持っていくこともできると思います。

もう一つは、宿泊に関しては、先ほど申し上げた民泊、今4軒で大体28人ぐらいは宿泊できますけども、そういったことをする宿泊、民泊に対して、それから空き家の補助事業が今国交省でも総務省でも24年、25年から出てきておりますので、その事業をいち早く取り上げて島に住みつけるようにしていくとかいうことまでやっていけば、伊仙町が郡内で話をしても一番に魅力があると、伊仙町の力というものは充分引きつける力があると、それはマスコミの人たちが話をしていますので、そういうことを堂々と政策の中で具体的に打ち出していくためにはどうしたらいいかということを考えないといけないと思います。

それから、先ほどの大型店舗が来た場合の現在の小売店の状況をどうしたいかということを考えてみた場合、今来ている小売店の顧客はそんなに変わらないと思います。馴染みの人が行ってるわけですから、今亀津の人たちは亀津のAコープ行ったり、大丸行ったりあるいはその人たちが伊仙のAコープに来るということに考えたらいいし、ただ、小売店ももともと危機感を持って、そして努力をしていけば、逆に多くの人が集まって来たら、すぐ個性のある店には店主がおるからあ

の人に魅力感じて行くことなんですね。そういうのを作りあげることもできるわけですので、決して商工会の方々全員が反対しているわけではありません。やっぱり経営者のほとんどは賛成をしているようですので、これを機会に新しいまちづくりをしていくと。これは知恵を出していい意味で考えていけば、全国で今成功例はたくさん出ていますので、伊仙町でもそういったことを打ち出していけるような政治的環境にもなってきたと思っておりますので、伊仙町が島内からももちろん戻ってくるし、島外から郷友会の方たちその他、島に魅力を感じるIターンの人たちが引き受けて、住みたいと思わせるようなまちづくりをしていきたいと思えます。

先日、奄美市において、2月10日の南海日日新聞のコラムに伊仙町が変わったと。

この目手久の情報発信施設を活用して伊仙町が大きく発展すること期待すると書いた記者とお話をいたしました。そしたら、こっからは想像の話ですので、これで終わりたいと思えます。

○2番（福留達也君）

確かにそうですね。大型店舗が来ることによって、これまでの小規模店舗が何ていうのかな、弱体化していったらどうしてしまうんだろう。そういった、さっき聞いた、そういった質問は余計なことかもしれない。いろんなことにチャレンジしてもらって、既成概念というのか、既得のそういった縛られた概念ではなくて、人が増える、たくさんの人がある、そういったことで小ビジネスのチャンスを見つける。そういったことを一生懸命頑張ってくれと、そういったところで終わってたほうがよかったです。むしろ失敗したらこういった補助をしてあげてくださいとか、こういったことは前もって言わないほうがいいのかなと思えました。

それと、今度の何ていうのかな、都会の人、先ほど町長が言ったUターン者・Iターン者をどうにかという話、僕も確かにいろんな都会の同級生、友人、知人、そういった人と話すと、やっぱり島の人以上に島のことを思ってるなど。できればおれは帰りたいなど、そういったことを言う人がかなりいます。今度の50周年を契機に結構帰ってこられる方もいると思えますけれども、そういった人たちが直ちに帰ってきて住むことはできないだろうけれども、受け入れ体制ですね、今あった既存の設備を利用して受け入れ体制をきちんと整えて、やっぱり島はいいもんだと、そういった思いにさしていただきたいと、そのように思いました。

続きまして、葬儀場に関してもう少し聞きたいと思えます。

今のこのご時世や伊仙町財政の現状を考えると、どうしても必要なものは別として、新たな箱物をつくるのか、そういったものは誰しもためらうところがあると思えます。そこで、新たに葬儀場建設とかそういったのではなく、ほーらい館ホールですね、癒えていなホール、あそこを従来のイベント場として活用と並行して葬儀場としての利用、そういったものはどうなのか。とっぴなことなのか、考え得ることなのか、そこらあたりの見解をちょっとお聞きしたいと思えます。

○町長（大久保明君）

そのことは以前から問題というか提案がございました。そこで建設された理由は、健康増進施設で、それからプールでそういうことをやったらいいのかと、何か感覚的な問題が出てきますと、全

国的にあちこちで葬儀をやるのか、そしてほーらい館のほうの施設で法事をやるのかというのが全国的に出てきております。そう考えてみたときに、癒ていなホールは私はいいいんではないかとそのときから言ってますので、住民の意見も聞いて、住民の思いとか感覚としていろんな会合したり、有効利用という観点からいけば、あそこは百菜からすぐ持ってこれるし、いろんな結婚式をすることと告別式をすることが一緒ということはあることはありますけれども、それはそれで割り切ってやればいいんじゃないかというふうにやっていくことは可能ではないかと思ってます。

あとは結婚式をどんどんするような話をしていますので、全国の流れから可能であると思います。あとはほーらい館長に締めていただきます。

○ほーらい館長（仲 武美君）

ほーらい館の癒ていなホールは、もう3カ月、4カ月前と予約が入っておりますので、亡くなる方の予約は厳しいのではないかと思います。

○2番（福留達也君）

ほーらい館の財政状況というのかな、それを見せてもらって、なかなかいいホールあるんだけど、その回転率が悪いとか利用されてない、そういった思いもあったからこれは聞いているだけであって、発想の転換をして、人を弔うとかそういったことは汚らしいことでもなく厳かな立派なことでもありますから、凝り固まった考え方だけじゃなくて、利用できるものはどんどん利用して活性化していただきたい、そのように思います。

少し話はそれますが、葬儀場とかAコープとか、そういった大型店舗、それが町外に、これ税務課に聞きたいんですけども、町外の町内の法人なりNPOなりが、そういった店舗とか葬儀場を実際に立ち上げて、仮に1,000万の収益が上がったと。それと、町外の実際今行ってるそういった業者が伊仙町に来て、何とか2号店、伊仙店、そういった感じで、資本は他の町なんだけれども、そういった人たちが町内に入って例えば1,000万上げた。そういった場合、その法人税というのは全然違うのか。そこらあたり税務課長にお願いしたい。

○税務課長（池田俊博君）

ただいまの質問に答えたいと思います。

法人の税の場合には、均等割と税割ということで、均等割の場合はいわゆる頭割ということで税条例のほうに載ってるんですが、資本金とあと従業者数によって1号法人から9号法人まで9つの区分に分けられています。1号法人が均等割5万円、あと大きくなってだんだん増えていくということです。あと法人の税割ですけど、課税標準のほうの12.3%が法人税割に当たります。

この仮定でありますと、1,000万円の法人税割というと123万円あたりになると思いますが、これが仮に徳之島町に本社があつて伊仙に支社がある場合には、均等割は徳之島町にも大体5万円、伊仙のほうにも5万円入ってくるということで、そしてあと従業者数ということで徳之島町と伊仙町の全従業者数が10名で、徳之島町に6名、伊仙町の事務所に4名いた場合は、この従業者数によって案分されます。ですから、大体100万と法人税が仮定しますと、徳之島町に60万、伊仙町に40万が

入ってくるということです。これが伊仙町に本社があって、単独の法人の場合には、その均等割が5万円、そのままの100万円の法人税額が入ってきて105万円が伊仙町に入ってくるという計算になります。

以上です。

○2番（福留達也君）

細かい技術的なところはなかなか今理解できなかつたんですけども、要するに徳之島町の資本のそういった葬儀場なり店舗が来たとしても、伊仙町の人をそれなりに雇用していれば、伊仙町にその法人税がそれなりに入ってくる。そういった理解でよろしいわけですか。

○税務課長（池田俊博君）

そのとおりです。

○2番（福留達也君）

であるならば、町内外の資本にとらわれずに、町外の資本もどんどん取り入れて、雇用の場の創出、税収の向上、そういったものにますます努めていただきたい、そのように思いました。

たまに業者を外からばっかり入れたって、本社が他の町だったらなかなか伊仙には金は落ちないよとか、そういう話を聞いたことがあるもので今の質問をしましたけれども、そういった心配は要らないということですね。

町税収入の向上の話になりましたので、もう一点だけ伺いたいと思います。

現在、役場職員や小中学校の教員で町外に住んでいる方、つまり住民票が伊仙になく、伊仙町に住民税を納付していない方、こういった方というのはどれぐらいいるのか。そして、仮にその方々が町内に住んでいたとしたら、交付税の算定基礎としてどれぐらいの額が、大まかな数字でいいですよ、わかる範囲内で、それがどれぐらいなのか、簡単に答えられるようでしたらお聞きしたいと思います。

○議長（常 隆之君）

これは通告外ですが、人数がわかれば人数を教えてくださいければよろしいのではないかと思いますので。

○教育委員長（茂岡 勲君）

お答えしたいと思います。

町外居住というのが47名と私たちはつかんでおります。その中でいろんな夫婦、共働きとか、そういうのもおるわけですよ。それとか旦那がどうしても徳之島町あるいは天城町であるという方もおります。私たちはなるべく教職員の町内居住にこだわってやっております。特にことしは私たちの町長もそれから副町長も教育委員会挙げてやりましたが、少し残念だったのが、ことし教職員の異動では内々示、内示、そして発表とあるんです。その内々示の段階で徳之島というふうになるわけです。伊仙町の人でも徳之島町の人でも天城町の学校に行く人も徳之島ですよと聞いたら、それを聞いた途端に亀津のところに自分の家を構えてしまうというのが、今の天城町、そして伊仙町の両

方の思いですが、何とかこれをできる方法はないかということで、市町村の教育長会議でも私はこの件について言いました。何とかこれ守秘義務というのが公務員にはありますので、どうしても発表になってから私たちは今度新しく入ってくる人に電話をしたり、校長からまたお願いをするわけですが、そのときにはもう既に1カ月前の自分たちの住所、住宅が決まっているというのが現状ですので、これを何とか私たちはこれをつなげていきたいという思いでやっております。

以上、私たちは教職員の町内居住にこだわってやっております。これをある算定で言いますと、相当な金額が入ってくると。仮に今47名と言いましたけど、これをどうしても夫婦共働きとかそういうのをしても、35人と見ても、市町村民税とか地方交付税とか、そういうもろもろのものを入れると相当な収入を私たち伊仙町に入ってくるのではないかと、そういうふうに思っておるところです。来年はもう今から教職員の町内居住について私たちは頑張るつもりです。そして、町長、副町長も一緒に各学校めぐりもまたやろうかと、そういうことを計画しているところです。

以上です。

○総務課長（窪田良治君）

町内居住として役場職員の方は五、六名はおりますけど、住民票は伊仙町に入っているという状況もありますが、実際には伊仙町の住民として住民票が一応あるという方は4名今のところは実質いらっしやいます。

以上です。

○2番（福留達也君）

大まかにわかりましたけれども、今の例えば教育長が言われた35人だったら相当な額、これ相当な額、単位が何ていうのか、100万単位なのか、1,000万単位なのか、そこまではよくわからないですけど、相当な額ということだと思います。ただでさえ税収が少ない伊仙町、先生とかに関しては町内で小中学校の先生をしてるんであれば、なるべく伊仙町に住む、教育上の観点からもぜひ指導していただきたい。最初に問題が出た内々示の段階、それは本当県の教育委員会ともうちょっとこういう現状を話して改善していただけたらと思います。努力はしてもらうんですけど、これだけは憲法上の権利として居住権の自由というのがありますので無理な強制はできませんが、今後とも改善のため努力していただきたい、そのように思います。

次に、生活保護行政について伺います。

今朝、保健福祉課長からもらった資料をじっくり眺めながら、この生活保護の扶助というのは、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭、この8種類でよろしいのでしょうか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

この資料については決定から変更から事務に関してはこれは県のほうがやっております、この8種類の中の表示を資料いただきました。今の段階でこの種類でよろしいかと思っております。

○2番（福留達也君）

わかりました。眺めてみますと、やはり扶助の中の生活と医療のほうに際立って多いのかな、ど

んなですか。この資料とか生活保護行政の現状、先ほどもちょっとおっしゃっていただいたんですけども、何を端的にどうすればいいのかと、そういった細かな技術的なことではなくて、何をどうしたらいいのかと、そういった考えというのは何かお持ちでしょうか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

支援についてはなかなか難しいところがありまして、働きたくても働けないという方も実際におります。国民の最低の保障権利でありますので、これも重々申請させる方もわかってはいると思います。最近、新聞報道であります、それをむげに断って、結局自分で最低限の生活を営みながら、結局は気づかれずに亡くなった方も、これ社会問題になっております。この中でどうすればいいかというのは、本人が健康を回復して、その後働ける職場ですね、それとまた回りのサポートがあれば幾らかやっていけるのではないかなと考えております。そのためにも保健福祉課としてのその地域の見守り、島の方たちのやっぱりプライドというのはありますので、それを壊さない程度に支援をする、声かけをする、見守りをするという状況をつくるようにはお互いがフォローしていくような手だてを構築していくために、今地域の見守り事業というのを取り入れてやっております。

ただ、これがなかなか人手が足りない。職員だけでは回りませんので、その地域の中でサポートする方、サポートされる方、地域アドバイザーとかそういったのはいるんですけども、なかなか生活に入ってくる人を拒む受給者の方がなかなかプライバシーの問題もありまして、この方たちのそういうことで、いろいろ問題があります。それを私の判断では、最低限の情報は交換しながら、そして回りの方たちが気をつけて見ていただくような手だてを今後進めていくように今してあります。ただ、これが300名余りの方たちを町職員、保健福祉関係の方たちの力を借りてもまだまだ足りないという状態で、この人達を脱却させるため働けるような職場、意欲づくりのことを今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○2番（福留達也君）

ありがとうございました。この生活保護受給問題に関しては、制度としておかしいと感じる部分やデリケートな部分がありますので、こうだあだと断言するのは非常に難しい問題だなと思いつつながら聞いたあれであります。年をとり、体の自由もきかず、年金等の収入もほとんどなく、頼るべき家族のない方々は制度の問題ありますが、現状の年金制度が不備なので生活保護費を受給すべきだと思いつつ、受給することを何ら恥じることもないと思います。もともと働こうという意思がない人に幾ら働くよう勧めても限度があると思います。問題は、事業や障害、定年等の理由で、働く意思も働く能力もあるのに、適した職場や働く場所がないために生活保護受給者になってしまい、現状から抜け出せもせずにいる、そういった方々であります。こういった方たちこそ先ほど質問したいろんな各種の誘致活動等、そういったものを通じて雇用の場を確保し、自立してもらうことも行政の大きな役割だと思います。働く喜びを味わい、自立する気概を多くの住民が持たない限り、町の発展は望めないと思います。ぜひこのことを念頭に、一人でも多くの住民が生き生きと暮らして

いけるまちづくりに取り組んでいただきたい、そのように思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（常 隆之君）

これで福留達也君の一般質問を終了します。

ここで10分休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時18分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、琉 理人君の一般質問を許します。

○11番（琉 理人君）

こんにちは。11番、琉 理人でございます。平成24年第2回定例会において一般質問の許可がありましたので、通告書に従い、順次質問をいたします。答弁者の明解なる答弁を願います。

まず第1に、農政について町長に所信をお伺いをいたします。

大久保町長は農業所得50億円を打ち出して、農業の基本は第一の土づくりであるとおっしゃられ、伊仙町堆肥センターの活力ある民間委託をされ、堆肥の生産奨励には大きく取り組まれております。堆肥の製造販売とセンター管理運營業務の委託は、ことしの3月に委託契約を締結いたしておりますが、具体的にその土地、土壌に合った堆肥、また、作物品種に合った堆肥、農家の要望に合った堆肥の製造販売や肥料登録の届け出時における成分分析等が良質、良品、本物の製造に対する審議規則に沿った町の指導を行い、堆肥の生産奨励を進めているのか。町は堆肥の生産についてどのような対策をとっているのか。また、でき上がった堆肥の品評会や使用した土壌でのできた作物の品評会等を行うことによって土づくりをよりよく進めることになると考えますが、町長の所見を伺います。

次に、堆肥と液肥についてお伺いをいたします。

農家のニーズ等に夏場や乾期のかん水対策に液肥の活用をしているという声を聞きますが、液肥センターの液肥としての成分や今までの農家の肥料としての対応はどのようなものか。

現在の堆肥センターと液肥センターの農家に対する堆肥と液肥の利用状況と利用率はどのような状況なのか、お伺いをいたします。

次に、大きな2点目に、環境衛生関係について質問をいたします。

ごみの分別指導や地域のごみステーションの管理については環境課のほうで町民への指導を行っていると思いますが、よくごみステーションに分別されていないごみが残っているときが見受けられますが、ごみの収集を民間委託を東部、中部、西部に分けて町民サービスの成果はよくなっているのか。また、ごみステーションのごみの分別とマナーとステーションの管理状況はどうなっている

のか質問をいたします。

次に、自然エネルギー活用についてお伺いをいたします。

東日本大震災で福島原発事故に伴い、電力供給が原発依存から脱原発と国も大きく揺れている現在の日本のエネルギー問題で、地球の資源エネルギーにも限りがあり、今自然エネルギーに対する取り組みが全国各地において取り組まれております。我が町において太陽光発電、いわゆるソーラーシステムの導入について、町はこれからの公共施設に導入する考え、また一般家庭での設置する場合に助成をする考えはないのか、現状を伺います。

次に、大きな3点目に、商工観光について質問をいたします。

先ほど福留達也議員からも質問がありましたように、伊仙町中央通り商店街の活性化が重要な課題だと考えます。伊仙町の経済の活性化には、伊仙町中央商店街の活性なくては発展ありません。

そこで、中央商店街を組織する商工会の取り組みについて、1点だけお伺いをいたします。

伊仙町商工会においては、町内の商工業にかかわる商店会や工業事業者に対する事務的支援や商工業の発展には多大なる活動を行っていることに対しましては敬意と感謝を申し上げます。伊仙町中央商店通りの道路拡張工事に伴い、商店街の活性化と商工会の取り組みには今後大きな期待が持てます。伊仙町においても商工会の活動に対して、地域公益性があることから、毎年相当額の補助金を支出いたしております。商工会の組織等にかかわる法律に、商工会の事業としての第11条に、商工業に関し、相談に応じ指導を行い、情報資料を収集し提供すること、また、調査研究と講習会や講演会の開催、展示会や共進会のあっせん、また、施設を設置し、維持、運用と意見を公表し、これを国会また行政等に具申し、建議することや行政等の諮問に応じ答申することと、また社会一般の福祉の増進に資する事業を行うことや、その他商工会の目的を達成するために必要な事業を行うことなどが定められております。

前項に述べた商工業者自身のことですから、町としては現在直ちにとやかくの対応を考える必要はないと思いますが、後半の社会一般の福祉の増進に関する事業については、行政としても深い関心を持たなければならないと思われまます。

そこで、商工会の福祉事業の計画については、町は事業推進についてどのような助言をし、また福祉事業についての助成の考えはあるのか、質問をいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

琉 理人議員の質問にお答えをいたします。

農業関係につきましては、いろんな提案をいただきました。品評会等、農家の要望にあった堆肥をどうするかということなどについてであります。詳細については、経済課長のほうから答弁をしていただきます。

環境衛生問題は、確かにこの分別等が劣化しているということ、広域連合の焼却炉の担当のほうから先般伺ったところでもありますので、詳しくは環境課長のほうから答弁をしていただきます。

3番目の商工会の福祉事業のことに关しましては、過去どのような形で助言をしてきたか等については、私の記憶の中ではございませんので、今後、これから新しい時代は町議会でも、また経済課においても障害者の方々の雇用、働ける場などについての提案がございます。商工会の中においても、いろいろな社会的に弱者の働ける場所ということは、考えていけば幾らでもつくり出していけるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○経済課長（樺山 誠君）

琉 理人議員のご質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず第1点目、堆肥の農業生産向上には土づくりが第一であります。町は、堆肥の生産について、どのような対策を取っているのかというご質問でございますけれども、まず最初に土づくりは土壌分析が基本と考えております。この土壌分析、なぜ土壌分析を行うかという、農家に自分の畑を知ってもらおうということを、まずねらっているわけです。

この、土づくり、土壌検査の状況を数字を見て報告をしてまいりたいと思いますけれども、平成22年度、本庁の土壌分析室において分析をされた分でございますけれども、平成22年で111件、平成23年度が220件、今年度6月現在の数字でございますけれども102件でございます。今年度にあたりましては、PH以外にも5項目を検査をして、農家に説明会をしてございます。

まず、土壌分析をした後は農家を呼んで説明会をします。その中身をしっかりと理解していただくということが、まず土づくりの原則ではないかと考えて、このような作業を進めているところでございます。

堆肥センターについては、今年度より民間に委託をしてございまして、今順調な滑り出しを行っているところでございます。その中で、町でやっているときは、ばらの堆肥を中心にやっていたところでございますけれども、現在は600kgのフレコンに詰めて販売をしたりだとか、あるいは今15kgの小袋の準備をしているというところでございます。

あと、まず我々堆肥づくりに関して、大きな課題が伊仙町にはございます。これは何かと申し上げますと、畜産農家の堆肥舎の利用が、正常な利用がされていないということですね。

今現在、我々もしっかり手をつけてない状況でございますけれども、この堆肥舎をいかに有効に生かしていくかというのが、これからの伊仙町の生産力向上に対しては、大きな役割を果たしていくんじゃないかなと思ひまして、今経済課内でこの生かし方を論議をしているところでございます。

2点目、堆肥と液肥センターの利用状況に关しましてご説明をいたします。

平成23年度の堆肥の利用状況でございますけれども、2,500トンの利用がございました。

その中で利用件数は209件でございます。平成23年度の液肥の利用状況は、2,839kgでございます。これは、224件のご利用がございました。

液肥の成分に关しましては、原料のし尿のほうと浄化槽の汚泥のほうが半々でございまして、非常に薄いということで、液肥と呼ばれる状況ではないんじゃないかなと思ひています。ですから、

夏場のかん水その辺で利用が大きくされているということでございます。

以上です。

○環境課長（益 一男君）

続きまして、環境衛生、環境についてのご質問に対してましてお答えをいたします。

1点目に、現在、ごみ収集委託業務を各地区ごとに実施をしております。そこで、町民サービスの成果はよくなっているのかとのご質問ですが、成果は以前よりはよくなっております。

しかしながら、またごみステーションのごみの分別のマナーはまだまだ守らない方が各集落に見受けられます。また、ごみステーションの管理状況のことですが、区長さん方の働きで収集日以外には指定ごみを置かないよう指導が行き届いているステーションもありますが、守られていない集落ステーションもありますので、今後、座談会等の機会でも指導や協力をお願いしていきたいと思っております。

なお、今後は集落担当職員等の協力を得ながら、美しいまちづくりになお一層努力していきたいと思っております。

続きまして、2番目の自然エネルギー活用についてのお答えをいたします。

太陽光発電、いわゆるソーラーシステムの導入についてでございますが、現在、公共施設への導入は、校舎新築に伴いまして、伊仙小学校に導入をしております。この設置理由につきましては、教育委員会のほうでご説明をしていただきたいと思います。

こういふことで、福島原発事故以来、今後は世界の人々の考え方がクリーンエネルギーでなければならないと言われておりますので、日本もそのようにとらえなければならないと思っております。

これなどは今後、町でもの検討をしていかなければならないと思っております。現在、町としては助成はしていませんが、国、県が一般住宅への太陽光発電システム設置を支援しております。

経済産業省が定めた要綱に基づいて電気店関係、あるいは発電協等が代理点を通じて募集を実施しているところでございます。

以上です。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

ソーラーシステムの公共施設に導入する考えはないかということについて、お答えをいたします。

教育委員会では、伊仙小学校の校舎新築工事に伴い、平成22年度に太陽光発電設備工事を行いました。事業費が3,769万5,000円で国の2分の1の補助事業で施工をいたしました。

このソーラーシステム購入前の平成24年4月と、導入後の平成24年4月の電気料を比較してみると、1月2万2,000円電気料が安くなっております。それに、余った電力を九州電力のほうに売電収入で6万6,000円ありました。合わせて8万8,000の事業効果がありました。

また、世界自然遺産登録を目指す中で、CO₂削減ということでは協力ができたことに対しまして、大きなメリットがあったと思っております。今後の導入に関しましては、小規模校の校舎建築等を含めまして、この太陽光発電を今後の小学校に取り入れるように、また検討していきたいと考

えております。

以上です。

○企画課長（牧 徳久君）

琉議員の商工会の福祉事業の計画についてどのような助言をしているのか、また福祉事業についての助成の考えはあるのかという点について、お答えを申し上げます。

町としては、琉議員のおっしゃるとおり商工会には育成補助として100万円、プレミアム商品券発行事業に100万円、計200万円の補助を毎年行っているところでございます。昭和56年の商工会法の改正によって、社会一般の福祉の増進に資する事業を行うことが商工会法に明記されておりますが、具体的には住民のコミュニティへの帰属意識の向上及び伝統文化保存などのための祭りの実施、住民のためのレクリエーション活動、地域の美化運動の実施、社会福祉施設への寄附がなどの事由が上げられるということであります。

先般、琉議員の一般質問を受けまして、商工会及び受託事務団体及び簡易事業所での取り組みの状況を意見交換しましたところ、まず1点目に各地域の店舗における交流及び語らいの場の提供とか、各店舗での高齢者等への買い物支援とか、商工会スタンプ会による町内学校への商品券の助成、法人会伊仙町支部による町内学校へのプランターの寄贈、夏祭り等各種イベントへの開催協力、ボランティア清掃活動の実施、夕涼みライブの開催などを行っているということでもございました。

福祉事業そのものに対する商工会としての助成については、現在の商工会の財政状況では難しいとの意見でもございました。ということで、いろいろ町と連携しながら、商工会における福祉事業について推進していくということを意見交換しております。

○保健福祉課長（松田一郎君）

補足して、福祉関係のほうで商工会の方から問い合わせがありましたので、事例として紹介いたします。

3月の中旬ごろですけれども、買い物にいけない方たちの支援についての相談がありました。

その中で、地方公共団体における買い物弱者支援関連制度、これは経済産業省の資料でありますけれども、全国に事業がありましたので、その事業を紹介をして、今後商工会としてそういった事業にも取り組めるかどうかというのは、商工会とか、その地域とは、そういった方たちで話し合いをしながら、その中で行政のほうからどういった支援を強化ということも一応提案しております。

そういった事業を紹介しながら、高齢者世帯とか障害者世帯、傷病者世帯などの支援については、商工会、福祉団体、行政と各機関一体となった施策が必要であると考えております。

福祉課としても、子育て支援金、支援金の半額を商品券として交付いたしております。

実績を申しますと、平成23年まで58名で金額294万円を商工会の商品券として交付しております。

今回また補正に上げておりますけれども、高齢者の生きがい対策事業としてボランティア事業への参加や、健康予防事業への活動実績に応じて、年額上限50ポイントなど、1ポイント100円の商品券にかえる高齢者元気度アップポイント事業を計画しており、また商工会とタイアップしながら福祉

の充実に幾らかでもつなげればということで、今補正に上げております。

以上です。

○11番（琉 理人君）

自席において2回目の質問は一問一答で行いたいと。

まず、第1点目の堆肥の生産奨励と土づくりにつきましては、先ほど答弁をいただいたように、土づくりにおきましては土壌分析が重要だということで取り組んでおるということで、また民間活力にいたしましても、町の指導管理を徹底し、健全な運営で農家のために品質向上と量産の安定確保に努めて、良質な堆肥を生産奨励していただきたいと思っております。

次に、2点目の液肥については、液肥としての成分について液肥センターに搬入されているし尿、蓄尿、堆肥センターの残出液の堆肥、液肥処理というふうに、堆肥センターの規約に載っておりますが、搬入時においてどれがどれだけ搬入されているか、し尿は何%、蓄尿が何%で、液肥センターの残尿液が何%かで答えていただけますか。

○経済課長（樺山 誠君）

有機物供給センターの実績、液肥の散布量が先ほども申し上げましたように2,839kℓでございます。その中で、し尿の搬入量が1,316kℓ、浄化槽の汚泥が1,400kℓでございます。その他が堆肥センターの浸出液、計器から出る汁なんですけれども、浸出液を利用してございまして、現在、昨年度土壌分析という、済みません、液肥の成分分析をしていませんで、今年度は液肥の水分の状況をしっかり確認していきたいと思っております。

ですから、主にパーセントで申し上げますと、し尿が50%、浄化槽の汚泥が50%ということで結構だと思います。

○11番（琉 理人君）

先ほど蓄尿については堆肥舎の問題があるということで、蓄尿については搬入はされておられませんか。

○経済課長（樺山 誠君）

有機物供給センター、平成8年に設置をしたんですけれども、このときも今おっしゃった状況、現状の状況、し尿、浄化槽の汚泥、それと蓄尿と浸出液ということでございまして、蓄尿に関しては計画のほうでは蓄尿ということになっていたんですけれども、採取できる場所がないということで、当初から蓄尿のほうは投入してございません。

○11番（琉 理人君）

管理運営規則に、回収車と散布車の運行日誌というのがありまして、センター自社での回収は行っておりますか。

○経済課長（樺山 誠君）

現在、指定管理で民間に委託してございまして、まず自社で回収しているものというものが、し尿とあと浄化槽の汚泥になります。そのあと、要請がありましたら堆肥センターの浸出液を結局は

くみ入れているという状況でございます。

○11番（琉 理人君）

今、民間移管で、業者は何業者が搬入をされておりますでしょうか。

○経済課長（樺山 誠君）

町のほうの業者1社が、し尿の搬入も浄化槽の搬入もしているということでございます。

これに関しまして申し上げておきたいことは、有機物供給センター、管理している、指定管理をしている業者さん、徳州清掃社さんで管理をしているんですけども、このし尿の回収も浄化槽の汚泥の回収も徳州清掃社さんがやっておるということでございます。

その中で、このバランスというのが非常に大事なんです。結局冬の時期、冬の時期にこの浄化槽の汚泥だとかいうのが非常に多く出るんです。年度末に対して、浄化槽の清掃関係で結構入ってくるんですけども、この中で、この散布の、散布というのは冬場は全然とっていいくらい出ていかないんですけども、この1社でやっているから、入ってくるのと出ていくのをうまく調整しながら、バランスよくやっているということで、この1社というのがやっぱり大事ななと思っております。

○11番（琉 理人君）

今、液肥の成分について水分という状況で、かん水利用というのが大まかだということでしたので、そこら辺で蓄尿とかそういった有機物が入った形の液肥としての利用がもっと促進できればということで、この質問をいたしておりますが、今民間委託をされているということで、今各施設が民間移管にかえてくる中で、もう既に液肥センターのほうは民間移管を、施設自体をやっておるということですね。確認をしておきます。

○経済課長（樺山 誠君）

現在、有機物供給センター、民間に指定管理されているということです。

あと、今この量というか、戸数の問題なんですけども、今徳州清掃社さんのほうでやっていることが、濃縮、くみ取り機に濃縮施設、くみ取りバキュームカーに濃縮をする設備を積んで、この濃縮をして搬入をしているということです。

ちょっとシステム的にはもう少し、今説明できるような状況じゃないんですけども、そういうバキューム車を入れて搬入をしているので、搬入量的には少なくて済んでいるというようなことでございます。ですから、濃い原料を入れないと発酵が進まなくていい液肥ができないということで、濃い原料を入れる努力をいただいているということです。

○11番（琉 理人君）

今、いろんな液肥が市場に出回って、その中にいろんな酵素を混ぜた液肥とか、いろんな液肥が注目をされておる中で、今液肥センター、正式名有機物供給センター、この有機物供給センターの活用を活発にすれば、堆肥と一緒に活用することで、農産物の製品がもっと生産にもこれが反映されるのではないかとということで、今ある施設で、し尿または浄化槽の分だけのくみ取りで、向こう

は手いっぱいという施設なのか、まだまだ他にもどんどん3町からでも入れれる状態なのか、そこら辺はどういう状況でしょうか。

○経済課長（樺山 誠君）

今の状況でございますけども、今はっきり申し上げまして、今は手いっぱいな状況だということでございます。あと、管理いただいている徳州清掃社さんのほうで、当初東洋クリーンの菌を使ってやっていたんですけども、非常に高価であるということで、もちろんその菌も使っているんですけども、乳酸菌を独自で発酵させて増産して、乳酸菌を入れて今やっていたりとか、そういう今試しの作業というんでしょうか、そういうこともやっているということでございます。

ですから、琉議員がおっしゃったように、液肥の成分をかえていくために乳酸菌を使ったりだとか、あるいは酵母を使ったりだとか、そのようなことをやっぱりこれからはやっていかなきゃいけないのかなと思っているところでございます。

○11番（琉 理人君）

今、経済課長が答えられたように、農作物においては堆肥と液肥の効果が、液肥の場合は散布がしやすいという状況でありますので、町はこの施設に対して、今後規模を拡大して、そういった液肥の増産に努めるという計画等はないものかを伺います。

○経済課長（樺山 誠君）

今、液肥センター自体の許容量というのがございまして、この許容量がやっぱ2,800 tから3,000 tくらいの計画、当初の計画が2,800 tくらいの計画だったと思うんですけども、これが許容量でございまして、今の液肥センターの許容量の中で、他にいろんな液体を持ってきて処理をするということは、非常に困難かと思しますので、この辺原料的に方法があるものでしたら、やっぱりしっかり考えていかなきゃいけないんですけども、これから我々が考えていかなきゃいけないのは、品質をより高めるということをまず第1点目に考えて、その後量の処理ということを考えなきゃいけないのかなと思っております。

○11番（琉 理人君）

このセンターの現時点での耐用年数と申しますか、今の状況はどういった状況なのか伺います。

○経済課長（樺山 誠君）

平成8年に施設を設置しまして、まず散布車に関しましては1度買い換えをさせていただきます。

あと、ポンプ、いろんなところにポンプがあるんですけども、ポンプに関しては故障等激しいということで新品にかえた箇所もありますし、やはり老朽化が進むというのは否めないところでございまして、このようにしっかり、あとポンプ関係に腐食等が非常に激しいものですから、その辺をやっぱりしっかり整備をしていかなきゃいけないと思っております。

○11番（琉 理人君）

少し視点をまた、角度をかえて質問をいたしたいと思いますが、3町広域で規模を拡大して徳之島3町のそういった蓄尿、こういったのも入れて、そういった農業政策の上でのそういった有機物

供給センターという考えは、これから発想を、また持てないのか、ここら辺、町長のほうどうでしょうか。

○町長（大久保明君）

耐用年数の問題もございました。徳之島町は新しい施設で今やっております。いろんな、この前徳之島町に新しくサトウキビ、飼料サトウキビで、島内で飼料を生産していこうという、TMR施設等ができました。

このことも後でいろいろ話をしたときに、やはりあの施設を3町でまた別々につくるよりは島全体の施設でやっていこうという話までが持ち上がりました。もちろん徳之島町にできました加工施設も3町の農家からいろんなものをつくって加工していかなければならないということは、大きな仕事の流れだと思っておりますので、今後3町のし尿処理堆肥センターの状況などを分析をして、どういった場合に使用したほうがいいのかどうかなどを考えて、今までも島全体の農家の発展のためにどうしたらいいかという視点で考えていくことが必要だとは以前から思っております。

しかし、実際はなかなか大きな壁があるわけですので、広域連合を充実していったって、例えば今度の給食センターの問題など、介護保険の問題など考えてみたときには、広域連合の中でやっていくと。そうすると、広域連合が議員がふえ、職員ふえ、近隣が大きくなっていくことに対して、また反対する立場の人たちがおるわけですので、非常に難しい問題だと思いますけれども、島全体の発展ということを大きな視点において、大きな視野でのことを考えていけば、そうならざるを得ないとは思いますが。

○11番（琉理人君）

先ほど、経済課長の答弁の中に、今の液肥センターの老朽化しているということで、また量も目いっぱいということなんですが、これをやはり農業所得を上げるためにも一番の土づくりから堆肥、液肥というのは、これから本当に重点に力を入れていかなければならない課題だと思いますので、この3町合併もなかなか各町で進む気配がなければ、この有機物供給センターを拡大し、これからいろんなそういった成分の分析をし、作物にあった液肥としての水分、かん水だけではなく、液肥としての本来の姿に戻す、また目的に持っていくような考え、また搬入業者につきましても、畜産業の方々をふやすとか、いろんなそういったことをやっていけるのか、またそういった計画を今後持っていけるのか伺います。

○経済課長（樺山 誠君）

いろいろ、徳之島には農協団体というんでしょうか、関係機関で組織するいろんな組織があります。その中で、サトウキビに関しては徳之島サトウキビ生産対策本部だとか、あるいは農業全般に関しましては、地域営農推進本部だとか、徳之島地域営農推進本部だとか、いろいろ組織があるんですけども、組織の整理をしていると、今年度ちゃんと組織を整理していきましようという中に、やはり農業に関しての合併議論でいうんでしょうか、その辺が進んでくるものと思っております。

その中で、この農業の組織の整理をした中で、あと液肥物センターをどのようにしていくか、そ

れも含めながら議論を、3町の農政担当でやらなきゃいけないと思いますので、これを宿題にさせていたいただきたいと思います。

○11番（琉 理人君）

また、液肥センターのさらなる活用をお願いしたいと思います。

次に、環境衛生についてお伺いをいたします。

民間委託業者の声を聞くことができまして、多少の分別なしとか、猫または犬、カラス等がごみを散らかすというときは、自分たちで仕方ないから片づけているという現状らしいです。

また、それも先ほど東部、中部、西部、業者によってさまざまなような気がいたします。

善意で片づける業者もおれば、分別ができていないとそのまま置き去りにしていく業者もおるといふことで、そういうごみの業者に対する徹底した指導、または町民のごみステーションへの分別の指導を徹底して、再度できるかということ環境課長のほうにお願いをいたします。答弁を。

○環境課長（益 一男君）

徹底したの指導についてなんですが、先ほども申し上げましたとおり、各駐在員、各集落担当職員等お願いをいたしまして、収集にも朝あたりを巡回させたり、指導を行わせたり、駐在員にお願いをして管理に努めていきたいと思っています。

それと、業者さんですが、業者の皆さんにもぜひ協力をいただいて、資源ごみがありますが、資源ごみと同様に預かっていただきたいというのを周知していきたいと思っています。

○町長（大久保明君）

農業視察で、大崎町に行ったときに、朝分別をしている区長をたまたま見たんですけども、町内会の方が四、五人でずっと、モニターというか、前日からずっとやっているそうでありました。

あと、今、ごみ収集所でこの前朝拝見したんですけども、分別袋でなくて、普通の紙袋に全部混ぜて堂々と置いている方がいらっしゃいます。この有識者ですね。そしたら、話をしたらほぼいつも持ってきているよと。だから、まだまだ徹底した周知ができてないということもあります。

その方々は、ごく少数ですので、チェックをして指導をしていけば理解できると。要するに、周知徹底がなかなか甘いというふうに思います。大崎町は、20数種の分別の箱を持って、向こうは分別するのがやりがいがあると、楽しいとまで思う。全部箱で決めてありますので、それまでどうしたらもっていけるかということが大きな課題であります。

ぜひ、当初分別のときはかなり苦勞して今のところまで来たんですけども、そこでやめてしまったから少しまた後退していると思いますので、その方向性を町として打ち出すということが大事だと思います。

集落自らが徹底して指導している状況をご報告したいと思います。

○11番（琉 理人君）

環境課のほうで指導徹底ということで、業者の方にも指導していただけるということで、今後とも指導していただければと思います。

それと、このごみ収集に関しての民間委託を、東部、中部、西部に分けてやったんですが、以前1業者でございましたが、こういった分けたことによって、町の財政に関してプラスになったか、またどういった利点があるか、もしデメリットでもあれば、またそこら辺をお聞かせいただきたいと思いますが。

○環境課長（益 一男君）

メリット・デメリットなんですが、メリットとしてはまた不法投棄に関連した収集、そういう関連ではよかったじゃないかと思います。

要するに委託業務ですので、やっぱり収集業者に対して、委託料のこの件は現状のままで、今後とも推移できたらと思います。

以上であります。

○11番（琉 理人君）

3業者またそのごみステーションをきれいにさせていただいたり、競争していただくという形で分割して、これは生かしていただければと思っております。もし、そういった逆にデメリットであれば、専門の一業者とか、専門のほうに戻すとかという考えもあるかと思うんですが、今はそういったことでメリットのほうが、いろんな地域性によって、不法投棄も発見できるということでございますので、これで進めていただければと思います。

あと、環境問題につきましては、そのごみが最終的に広域愛ランドのごみ焼却場に搬入されるわけですが、施設内に今、大型不燃ごみ等が多く見受けられますが、ごみの処理能力に問題があるのか、また一時的に災害等でごみがたまっているのか、そこら辺を詳しく説明いただけますか。

○環境課長（益 一男君）

私、昨日、一週間くらい前に、最終処理センターに、ごみセンターのほうに行きましたところ、ごみ処理センターがごみの山になっておりましたですね。トタン類あるいは布団類、あるいは木材等、ごみが山でした。こういうのを知ると最終処理センターやはり活動しておるか、ちょっと疑問に思った点がございまして、今後センター運営会等で審議していただいて、早急なごみの処理整頓をできたらと思います。

先日、経済課長と話し合う機会がありまして、センターのほうに収集された木材等が山になっておまして、処理がやや困難な状態だということで、ちょうど糖業振興会のほうで、木材をクラッシャーという機械がございまして、それを粉末状態で処理できるよということをお聞きしましたので、そういった部分も活用できる範囲内でお願いをして運営委員会等で伺いたいと思います。

以上であります。

○11番（琉 理人君）

受け入れ態勢に、何でもかんでも受け入れてしまうという状況であれば、やはりこれも分別につながる問題でございまして、基本的な分別の指導ということがここにも最終的に問題となってきますので、初期的な分別を徹底していただきたいと思います。

また、広域愛ランドにおきましては、広域議会がありますので、そこら辺で詳しくまた論議をしていただきたいということと、たまたま先週広域クリーンセンターを私も見ましたが、最終処分池、後ろのほうにというか、山手側に池がございますが、これには最終処分した焼却灰の最終処分場ということであると思うんですが、ここにもそのままごみが埋め立てられている現状なんですが、こちらあたりは環境課のほうでは把握をしておられるのか伺います。

○環境課長（益 一男君）

残念ながらその施設は把握しておりませんでした。早速現場を見て、協議し、対応するように頑張りたいと思います。

○11番（琉 理人君）

町長も3町の広域管理者でございますので、この最終池というのは焼却灰、いわゆる燃焼スラグですか、ダイオキシンを含む処分、最終処分場でございますので、安全な形でないといけないところを、大型ユンボ等で全部埋め立てている状況でございますので、ここら辺は問題視されると思いますので、3町広域のほうで取り上げていただきたいと思います。これ、町長も把握をしておるのか。

○町長（大久保明君）

このいろいろ焼却炉の中で燃えないものをそこに全部入れていると。そこで、ダイオキシンが出てくる可能性はほとんどないという説明であります。そして、最近多いとは、最終処分場の中で、どうにもできない貴金属、ああいうものがあの中に、焼却灰の中はかなりあると。

全国的にそういうふうな動きがあって、それをまた再リサイクルをする事業が出てくるんじゃないかという話などもありますけれども、それはここでは困難であるということです。

それから、15年したら最終処分場は、満杯になるということですけども、15年たってもまだ十分最終処分場の余地があると思います。30年ぐらいは、今の調子でいけばもつんじゃないかということになっておりますので、ダイオキシンの心配はないと思います。

○11番（琉 理人君）

また、広域議会でも取り上げていただきたいと思います。

次に、自然エネルギー太陽光につきましては、伊仙小学校で導入をされ、国2分の1の事業で、また電気料金の8万円程度の削減になったということで、本当にこれはこれから大きく取り組んで、南国特有のこの太陽光をフルに活用していただきたいと思います。

また、国の買い取り制度も変わってまいりましたり、太陽光促進付加金などの問題やまた太陽光だけでなく、風力、地力、各あらゆる自然エネルギーが今論議されておりますので、いろんな国の事業等をすばやく察知して導入をしていただきたいと思います。

次に、商工観光について、先ほど答弁をいただきまして、やはり地元商店街の活性化のためということで、福祉事業の活用ということですが、いろんな形で福祉事業にも協賛、力を入れておるわけですが、先ほどの福留議員にもありました葬儀場やシルバー人材センター、こういった

形のことも地域の福祉事業ということであれば、商工会としても取り上げていけるのではないかと
思うんですが、こういったことに、例えばそういった集客をする場所ができれば、弁当でもまた飲
み物等もすぐ近くで購入ということで、商店街あたりもまたそれに伴って景気が回るということで、
こういった事業を商工会もこれから導入をし、またそれに対して行政の方も助成していくというこ
とをすれば、こういった商店街独自の商工会でなくて、地域経済の商工会という形で商工会がもつ
と、今、福祉の時代になってきておりますので、商店みずからの利益だけではなくて、こういった
地域福祉にもっと力を入れれば、いろんな事業導入ができるのではないかと思いますので、これに
ついて再度そういった助成等があれば、町としてもバックアップ支援をしていくという考えはある
のか、最後に確認をしたいと思います。

○町長（大久保明君）

この商工会の方々から、そういう前向きな建設的な挑戦的なことを言われてくるのであれば、町
としては当然助成をしていくことになります。今、若手の方々がこの前の大晦日もいろんなイベン
トとか、それからこの商工会、若手商工会みずからの客引きなどがあって、何とかしていこうとい
う気持ちが出てはきました。ですから、それでもう一つ壁を乗り越えて、みずからが、商工会みず
からそういう組織をつくって、いろんな計画書などを持ってきたら、我々が協議をして前向きに助
成をしていくことは何ら問題ないと思います。

もちろん議会の方もそのことは、承認していただけるわけですので、今すごい機運が盛り上がっ
てきて、どこの企業がいろんなことに前向きに向かっているとか、そしてシルバ人材センターを
つくっているとか、町をきれいにいこうとかいう流れがでてきたというタイミングではないかと
思うんです。

○11番（琉 理人君）

以上、農政、環境衛生、商工産業と福祉について質問をいたしました。各担当はもちろん行政と
町民一体となって、健康長寿の町、また子宝と福祉の町伊仙町を目指して、一般質問が成果あるこ
とを願ひまして、一般質問を終わります。

○議長（常 隆之君）

これで琉 理人君の一般質問を終了します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

あすは、6月19日は台風のため休会とします。次の会議は、6月20日午前10時から開きます。

日程は、常任委員会、全員協議会、最終本会議であります。

散 会 午後 3時24分

平成24年第2回伊仙町議会定例会

第 2 日

平成24年6月20日

平成24年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成24年6月20日（水曜日） 午後3時14分開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 同意第4号 伊仙町名誉町民の選定について（質疑～討論～採決）
- 日程第2 同意第5号 伊仙町名誉町民の選定について（質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第31号 伊仙町暴力団排除条例の制定（質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第32号 伊仙町希少野生動植物の保護に関する条例の制定（質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第33号 伊仙町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第6 議案第34号 伊仙町技能・労務職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第7 議案第35号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第8 議案第36号 伊仙町税条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第9 議案第37号 伊仙町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第10 議案第38号 伊仙町敬老年金支給条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第11 議案第39号 伊仙町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更（質疑～討論～採決）
- 日程第12 議案第40号 奄美群島広域事務組合規約の変更（質疑～討論～採決）
- 日程第13 議案第41号 平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）（質疑～討論～採決）
- 日程第14 議案第42号 平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）（質疑～討論～採決）
- 日程第15 議案第43号 平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）（質疑～討論～採決）
- 日程第16 議案第44号 平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）（質疑～討論～採決）
- 日程第17 陳情第3号 陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める陳情書について
- 日程第18 陳情第4号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の要請についての陳情書について
- 日程第19 陳情第5号 航空防除に関する陳情書について
- 日程第20 請願第2号 高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の補助を求める請願について
- 日程第21 発議第3号 米軍陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書
- 日程第22 発議第4号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元

に係る意見書

- 日程第23 発議第5号 伊仙町議会議員の報酬の特例に関する条例の制定
- 日程第24 所管事務調査報告（総務文教厚生常任委員会）
- 日程第25 所管事務調査報告（経済建設常任委員会）
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
- 日程第27 各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
11番	琉理人君	12番	上木勲君
13番	美島盛秀君	14番	常隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 樺山正二君 事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
企画課長	牧徳久君	税務課長	池田俊博君
町民生活課長	西吉広君	保健福祉課長	松田一郎君
経済課長	樺山誠君	建設課長	中熊俊也君
耕地課長	上木義一君	環境課長	益一男君
水道課長	芳田勇人君	選管書記長	稲隆仁君
農委事務次長	勇元孝治君	教育委員長	茂岡勲君
教委総務課長	鶴永宏造君	社会教育課長	當吉郎君
学給センター所長	平山栄文君		
ほーらい館長	仲武美君		
総務課長補佐	田島輝久君		

議会中継班（総括 情報戦略室長 関政樹君）

（午後班）上木雄太君・清水隆也君・前元玄大君

△開 会（開議） 午後 3時14分

○議長（常 隆之君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 同意第4号 伊仙町名誉町民の選定について

○議長（常 隆之君）

これから、日程第1 同意第4号、伊仙町名誉領民の選定についてを議題とします。
質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから同意第4号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。この採決は起立によって行います。
お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、同意第4号、伊仙町名誉町民の選定については、同意することに決定しました。

△ 日程第2 同意第5号 伊仙町名誉町民の選定について

○議長（常 隆之君）

これから日程第2 同意第5号、伊仙町名誉町民の選定についてを議題とします。
質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから同意第5号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから同意第5号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、同意第5号、伊仙町名誉町民の選定については、同意することに決定しました。

△ 日程第3 議案第31号 伊仙町暴力団排除条例の制定

○議長（常 隆之君）

議案第31号、伊仙町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

○12番（上木 勲君）

この条例案の策定について、立案策定について、これはどこか他のところがやったのと違うんで、うちでやったのか。これは伊仙町でこの条例案を策定というか立案したのかについて伺います。

○総務課長補佐（田島輝久君）

伊仙町暴力団排除条例の制定は、徳之島警察署のほうから案をいただいて、提案させていただいてます。

○12番（上木 勲君）

ちょっとこの条例案を読んでみるわけですが、例えば1ページの第1条、「この条例は伊仙町からの暴力団の排除に関し」といったところの、そのところがちょっと文章が混乱して、余り詳しくないんだけど文章など、この「の」を2つが重なって、「伊仙町からの」、あるいは「暴力団の」ということで、何か文言のあれがちょっと何かすっこない。これで意味は通じないことないんですけどね、ちょっと何かもっと適切な表現のあれがあるんじゃないかなと思ったりですね。

それから、この案については、私は反対とかそうでなしにけれどもね、これが条例案としてずっとこれが残るわけですから、その次に、2ページに、案のさっきの分は意味が通じるからあれでいいのか、専門家がやったからあの文章が正しいなと思ったりするんですけどね、私もはっきりしないので。

それから2ページの第3条の「暴力団の排除は暴力団がその活動により社会のさまざまな分野において不当な悪影響を与える反社会的団体であることをすべての町民等が深く認識し」——次ですね、「暴力団の利用をしないこと」。暴力団への協力及び暴力団との交渉をしないことで、この暴力団の「の」の使い方、助詞のこれは何か「を」あたりが適切でないかなとか思ったりですね。

それに3ページの2の、「町は暴力団員から職員へ対して不当要求があった場合にはこれを拒否するとともに」という、この職員「へ」ですけど、職員「に」がわかりやすいのじゃないかなと、これ思ったりしたからちょっと質問しました。これは何か私がそう思うだけで、文章なんですからどうも言えないわけですが、はい。

○議長（常 隆之君）

ここでしばらく協議のため休憩します。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時23分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務課長補佐（田島輝久君）

ご指摘のとおり、字句の誤りと思いますので、字句の訂正をお願いいたします。

第1条の、「この条例は伊仙町からの」の「の」を削除します。「から暴力団に際し」。

あと2ページの3行目です。「暴力団の利用をしないこと」、「暴力団を利用しないこと」。

3ページ目の、「町は暴力団から職員へ対して」を「職員に対して」というように修正をお願いいたします。申しわけありません。

あと9条の、「町は暴力団排除活動に関し、町民への」の「への」の「の」を取っていただきたいと思います。

修正方よろしくをお願いいたします。

○12番（上木 勲君）

別にそれでいいですよ。それはこっちの、あれだったら訂正だったら訂正で、それは別にこうしなさいと、そうということじゃないんです。どうかなと思うということだけの話でした。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第31号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号、伊仙町暴力団排除条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第4 議案第32号 伊仙町希少野生動植物の保護に関する条例の制定

○議長（常 隆之君）

議案第32号、伊仙町希少野生動植物の保護に関する条例の制定についてを議題とします。
質疑を行います。

○12番（上木 勲君）

今条例案、余り詳しく読み込む、余り、みんな信頼しているから、専門家が立案した条例で、別に問題ないというようなことの思いで、余り詳しく読み込むこともないわけですがけれども、しかし、それではいけないわけで、この今のこの問題になっている条例なんかは、刑事罰から保護地区指定から規制、もうものすごいこの法律なんですよね、これ、この条例は。

そこで、町長、これ町長がいわゆる管理する管理者というか、この権限を行使する権限者になっている条例なんですけれども、これを町長、読み込まれました、この条例を。ちょっとお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

十分には読み込んでおりませんが、内容は今までNPOの方々とか、いろんな会議等では内容は十分理解しているつもりであります。

○12番（上木 勲君）

保護規制とか、あるいは罰金刑、やれ懲役とかいろんな出てくる権限者が町長であるのでお聞きをしたわけですがけれども。ぜひこれから世界自然遺産等に向けて、この条例のあれは範囲は広くて、いろんなことに規制がかかったりすることになるんですけれども、しかし、町長もその原案のこの条例案の策定にもいろいろ皆さんと一緒に意見交換もしたということで理解をされていると思いますけれども。

ぜひこの条例の精神で、徳之島のこの希少動植物が未来永劫ちゃんと保護されて、特に自然が守れるように期待しまして質疑を終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第32号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号、伊仙町希少野生動植物の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第5 議案第33号 伊仙町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第33号、伊仙町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第33号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号、伊仙町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第6 議案第34号 伊仙町技能・労務職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第34号、伊仙町技能・労務職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第34号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号、伊仙町技能・労務職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第7 議案第35号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第35号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第35号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第8 議案第36号 伊仙町税条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第36号、伊仙町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第36号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第9 議案第37号 伊仙町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第37号、伊仙町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第37号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号、伊仙町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第10 議案第38号 伊仙町敬老年金支給条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第38号、伊仙町敬老年金支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第38号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号、伊仙町敬老年金支給条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第11 議案第39号 伊仙町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更

○議長（常 隆之君）

議案第39号、伊仙町疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第39号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号、伊仙町疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、可決することに決定しました。

△ 日程第12 議案第40号 奄美群島広域事務組合理約の変更

○議長（常 隆之君）

議案第40号、奄美群島広域事務組合理約の変更についてを議題とします。
質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。
これから議案第40号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。
これから議案第40号を採決します。
お諮りします。本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号、奄美群島広域事務組合理約の変更について、可決することに決定しました。

△ 日程第13 議案第41号 平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）

○議長（常 隆之君）

議案第41号、平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
質疑を行います。
ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時38分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引続き会議を行います。
議案第41号について、質疑を行います。10番、杉並君。

○10番（杉並廣規君）

お尋ねをいたします。10ページの9の企画費の中に、カウントダウンフェスティバル運営補助金というのがありますが、詳しく内容説明をお願いをいたします。

○企画課長（牧 徳久君）

カウントダウンフェスティバル運営補助金について、100万円ですが、これについてご説明申し上げます。

これについては、昨年度からほーらい館の前の広場で年末の大みそかの日にイベントを行っておるわけですが、これに町から助成ができないかという相談がありまして、町では財政が苦しいので補助事業がありますということで、これを申し込みいたしまして、財団法人地域社会振興財団から100万円の全額補助、100%事業でできまして、早速平成24年度の長寿社会づくりソフト事業交付金ということで確定通知が参りました。

それについては、総事業費が120万円でありまして、交付金が100万円、あと残りの20万円は自己資金という形で、従来どおりこのフェスティバル、イベントを行うということで事業計画がなされているものでございます。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

次に13ページ、美しい村づくり総合整備事業費の中の19負担金補助及び交付金、もてなしの花いっぱい運動負担金ということで40万円計上されておりますけれども、これは50周年に向けての花づくりかと、まちづくりかと思っておりますけれども、どこにどのように負担されるのか。それと今後、来年からも続けてされるのかどうか、お尋ねをいたします。

○環境課長（益 一男君）

ただ今の質問にお答えをいたします。この40万円の負担金でございますが、目的としまして、町制施行50周年を機に町内を花いっぱいにして心豊かで潤いのあるまちづくりを全町民参加で実現し、世界自然遺産の地域の指定を目指して、各集落、各団体で花いっぱい運動を推進することにより、全体の絆を深くし、組織の活性化を図るという目的で、この補助金を受けることでございますが、内容としましては、種子代とか肥料代、土づくり代としまして、またプランター代等における需用費、あるいは消耗品費等に充てるということです。今後、またこれは50周年を機にだけじゃなくして、今後は継続的に単年度事業でなくて、ずっとずっと美しいまちづくりに向けて継続的な事業にしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○10番（杉並廣規君）

ぜひ町民憲章にあるように、美しいまちづくりを進めていただきたいと思います。

次に、18ページ、目の住宅管理費の中の460万円の工事費が計上されておりますけれども、この事業の内容についてお尋ねをいたします。

○建設課長（中熊俊也君）

杉並議員の今の質問についてお答えします。

向里団地、旧農高住宅であったところを払い下げしたところの浄化槽の取りかえ時期が来ていまして、その工事費と、50万で設計委託費を組んであるところであります。

○10番（杉並廣規君）

20ページ、4の図書館運営費の賃金ですが、当初で152万8,000円計上されておりますけれども、さらに63万6,000円増になる内容についてご説明をお願いします。

○社会教育課長（當 吉郎君）

図書室の運営費の賃金に関してなんですが、当初予算のほうで図書室の係を2名予定をしていたわけなんですが、当初の一般財源等ではなかなかそれだけ組めないということでありまして、しかしながら、平成23年度において、住民生活に光をそそぐ交付金のほうが約80万ほどまだ残金があるということで、そちらのほうを回していただいたところでございます。

当初の賃金等では、2人の筆耕の皆さんを1年間雇うことができないということで今回回していただきました。

○10番（杉並廣規君）

21ページの社会体育費の11の需用費が120万円光熱水費として計上されておりますけれども、当初で440万円計上があったわけですが、なぜ当初でできなかったのか、どこにこの120万円のされるのか、活用されるのかお尋ねをいたします。

○社会教育課長（當 吉郎君）

社会体育費の需用費120万円、光熱水費として計上している件でございますが、教育委員会のほうが今年度の議会の承認をいただいた段階で旧農高跡地へ移転する予定にしております、もともとその旧農高跡地の需用費関係等につきましては、社会体育費で組んでいる関係上、今後教育委員会が旧農高跡地に移転するのにもない、これから需要する光熱水費ということで組んでいただきました。

○10番（杉並廣規君）

次に、11の地域伝承文化総合活性化事業費、13の委託料、48万円当初で組まれておったんですが、そのまま減になっているわけですけども、もう少しこの事業の内容について、事業はしたものの報告書等をつくらないということなんですが、詳しいこの事業の内容、状況についてご説明をお願いいたします。

○社会教育課長（當 吉郎君）

この事業に関しましては、以前、地域モデル事業ということで、奄美市と宇検村、伊仙町の3カ町でモデル事業をしていたわけなんですが、文化庁のほうで各町々は将来伝統文化の基本構想を策定しなければいけないということで、そのモデル事業に引き続きまして、地域の伝統的な文化財等を今後町並みに、まちづくりに活かしていこうということで現在、実際している事業でございます、伊仙町におけるいろんな文化財、あるいは民俗的な部分、それから遺跡等、そういったのを整理をしまして、今後のまちづくりに活かしていける。例えば、観光産業につなげるとかいうふうに、その町の文化基本構想をつくるもとになる事業ということで今取り組んでいるところでございます。

この報告書の作成の委託料等の減、あるいは需用費の減とか、その事業内でいろいろ調節をしているわけなんですが、実はこの事業に関しまして、調査員とあと事務員ということで、3名ほど町民の方を臨時職員として雇っているわけなんですが、実はこの事業では、社会保険料をつけられるということで、それをつける関係上、その事業費の調整を行ったわけなんですが、委託料等に関し

ましては、自分たちで一応何とかつくと、社会保険料をつくるためには削れる部分は削らないといけないということで担当、それからその実際雇っている調査員等で何とか報告書等は自分たちでつくるといふことで今取り組んでいるところでございます。

○10番（杉並廣規君）

臨時職員を3名も使っているわけですが、専門職でないでいいわけですね。専門じゃなくてもこれはできると。

それと、それでは、町でこの事業の報告書の作成等はする考えがあるのかなのか、お尋ねします。

○社会教育課長（當 吉郎君）

報告書をつくる際には、いろんな専門的な分野の大学の先生あたりにも助言をいただきながら、今後どのようにまとめればいいのかということで、事業の運営委員会といいますかね、それぞれ専門分野の各大学の先生あたりに助言等をいただきながら報告書はまとめていくことになっております。

○10番（杉並廣規君）

ぜひ800万もお金を使って臨時職員3名も使っているわけですから、報告書、簡単な分でいいですが、ぜひ作成していただきたいと思います。

次に、22ページ、10の災害復旧費の2の道路河川等災害復旧費工事費が650万円計上されておりますけれども、いつの災害で、査定件数は何件ぐらいあって、この場所はどのような事業をされるのかお尋ねをいたします。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。この金額に入っているのは2件ありまして、木之香糸木名線、災害の長さ、距離の長さが10mで368万円、路肩の決壊です。あとは伊仙町八重竿の9m、長さが9mで252万円、これも路肩決壊であります。この2件であります。

災害の発生日が5月31日であります。

以上です。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

○4番（佐藤隆志君）

先ほど杉並議員からの質疑にちょっと重複しますが、13ページですね。もてなしの花いっぱい運動負担金で40万組んでありますけど、この前、集落の座談会みたいなのがあって、集落で考えて花とか木とか植えなさいと言うんですけど、各集落どこも同じだと思うんですけど、何を植えていかわからないという点があって、この40万円使って環境課と経済課あたりが花の苗を育てて各集落に配分するとかいう考えはないのですか。伺います。

○環境課長（益 一男君）

お答えをいたします。

集落独自で花を植えて、町並みをきれいにしようという各団体それぞれで花いっぱい運動をしていただくという主旨ではございますが、40万の予算を効率よく利用させていただきまして、経済課、あるいは環境課、各担当課において、土づくり、肥料等を各集落に配布をして、また種のほうも集団でできる集落、団体等へは種を差し上げて、またそれでもできない圃場等もない場合には、経済課、あるいは環境課のほうで苗づくりをして、提供できる範囲内で提供をしたいと考えております。

それで花の種類等なんです、ガーデニング委員会といたしまして、推進委員が10名ほどおられまして、その推進会議の会合においても、この件に関しましてその話がございました。

伊仙町、あるいは徳之島においては、環境問題、雨とか風とか、そういうものに強い花を植えたほうがいいんじゃないかというご意見がございまして、花の種類は独自に各団体において選んでいただきたいんですが、今の時期におきましては、アオイとかガザニア、日日草、今度夏場に向けて、松葉ボタンとか、ヘラバボタン等もあります。そしてまた、ツワブキ等のハマユウ、クロトン（トラノオ）いろいろございますが、これは天気に応じて植えていただきたいと思います。今後、苗等をできる範囲内で準備をして、各団体、集落にご提供できればと思います。

以上であります。

○4番（佐藤隆志君）

10月に、満開にするためには、ただ種だったらそれぞれ各集落、まちまちになると思いますので、ぜひその花の苗をよろしくお願いします。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

○5番（明石秀雄君）

これは5款は15ページの負担金補助、農地保全対策事業町負担なんですけど、これはどこをどのようなものなのか。

○耕地課長（上木義一君）

明石議員の質問にお答えします。

この事業は、平成19年度から平成23年度まで約5カ年間、農地・水農村環境保全向上対策事業で農業者及び非農業者、地域一丸となって組織を結成し、地域ぐるみで農村資源の維持管理で活動を実施してきましたが、5カ年間の時限立法の期限付ということで、各組織からの強い継続、5カ年間の支援、強い思いで、また農地・水保全管理支払い交付金として5カ年間の継続支援することになりました。

以上です。

○5番（明石秀雄君）

これは当初では見込めなかったということですか。

○耕地課長（上木義一君）

当初予算の段階ではまだ継続するかしないかというのがはっきりしないということで、県のほうから、当初予算には、また財務のほうからもまだ計上しなくて、確定してから6月補正のほうで予算計上をするということで今回予算計上しました。

○5番（明石秀雄君）

その次、同じところですよ。項の2、重機借り上げのところ500万、その次のところ、7土木費のところでも重機借り上げ等が出ております。合わせると、今回の補正で1,000万ぐらい重機借り上げが出てはいるんですが。

それと当初で一般財源で持ち出してる分が425万、今年の当初で出ている。去年、恐らくのところでの僕は重機借り上げについてはいろいろと申し上げたつもりなんですけど、近年非常に多くなっている。もしかすると、町でそれなりの重機を購入しておけば、できないのかなと、購入してはできないのかなと思ったりしているんで、どれが安く上がるのかは私も一概には言えないんですが、もしかすると、ことしの当初が400万、今1,000万、これからはもしかすると出るかもしれない。

そうすると自前で持っているを使い勝手もいいし、いつでも使えるし、経済的でない、節約できるんじゃないかなと思ったりしているんですが、その辺のところもどうなのか、ちょっとお答えいただけますか。財源のことなので総務課で切ってもいいです、その担当課でもどちらでもいいんですけど。

○総務課長補佐（田島輝久君）

明石議員のおっしゃることはもっともだと思います。ミニユンボで460万程度で購入はできます。ただ購入した場合、保管場所、あと維持管理費等にまたいろいろとお金がかかってくるということも考えられます。

今現在、役場の庁舎内で一応保管場所等がないんですよ。今、以前、耕地課の所有していたユンボは、今水道課のほうで義名山のほうで管理をしているというような状態でございます。

○5番（明石秀雄君）

担当課では、そういうことはどうですか、どれがいいのかわかりませんか。どっちかしたらいいとか、どのほうがまた検討に値するのか、それはまた来年のこともあるので、ことしは通すということにして、来年あたりこういったことも考えながら予算編成ができると。どれがいいのか。

やっぱりそれぞれの財政面のところ、どれが経済的なのか。過去のことでいえば、大型機械課があつて、つぶした経緯もある。これはなぜか。町民のところへ行って仕事したそのお金を、使用料を徴収してたわけです。それはその人たちがお金を払わないから、使用料払わないから、結果的にはつぶさなきゃならないという結果だったと思うんですよ。しかし、このように重機使用が高くなると、もしかすると1機ぐらいは持っておいたほうが使い勝手がよかったり、経済的になるんじゃないかなと思ったりしているのが、そういうところをちょっといかがでしょうか。

○耕地課長（上木義一君）

明石議員の質問にお答えします。

今の質問からして、非常に各種機械、岩掘削とかいろんな機種はありますが、それとまた免許と職員の専従とか、各種また職員としては機械操作とか、その点も踏まえながら、またいろんな方向でちょっと検討しながら、またお答えをしたいと考えます。

○5番（明石秀雄君）

ぜひ、これは財政課のところでも、また町長ももう少しみんなと相談をしてやっていただきたいということと、もう一つそれにあわせて、町長、小さい工事がありますよ。直営ですと、建設課あたり、道路のちょっとこういったところ。町民が1件申し入れとかがあった場合は、ずっとそれを直せるですよ。

それとそこで関係者がいるから余り言いたくないんだけど、ちょっと人がするとね、安上がりなんです。直営ですと。

今、環境課長さんが建設課におられたときに、道路のあちこちが痛んでちょこちょこっと直してくれて非常に助かったという例もありますので、ぜひこれを事業課はみんなで話して、考えて、結論を経て来年度の予算編成にはこういったものが結果として出せるように、ひとつ要望しておきます。

それから、8消防費、非常勤消防の200万の地域防災組織育成事業補助金ですが、馬根中山集落が出てるんですが、これは何をするのか。お伺いします。

○総務課長補佐（田島輝久君）

この事業は、24年度のコミュニティー助成事業の中の一環として、宝くじ交付金の一環として、馬根集落のほうの手を挙げて、補助金の申請をしたところとして、発電機とか、そういう災害関係の備品を備える事業でございます。

○5番（明石秀雄君）

以上で終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。12番、上木君。

○12番（上木 勲君）

14ページの4款の衛生費で、項1、保健衛生費、8節のこれは報償費で、講師謝礼金と、講師謝礼金というのが21万で出ておるんですけど、これはどういう講師でどういうあれでございますか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

報償費の講師謝礼金21万組んである分ですが、これは自殺防止対策にかかる専門家の謝礼にかかる費用であります。2回ほど呼んで講演していただこうかと思っております。町内でも80歳以上の方も自殺が多いということで、今回事業を取り入れたものであります。

以上です。

○12番（上木 勲君）

21万、金額がちょっと多いようですがね、これは料理とかそういうことももちろん含んで、それとその講師は大体今大学の准教授あたり言っとるんですが、その辺のあたりで幾らぐらい町は大体報酬は差し上げているというか、そのことをちょっとお聞きします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

講師の謝礼金が高いということですが、これは県内だけじゃなくて、東京からの専門の方を呼ぶということでもあります。謝礼金の中身は旅費と謝礼金をあわせた金額ということで、大体11万から12万の間でしております。これは含めた金額で、例えば医師が1時間ほど話に出てもやっぱり1万9,000円の謝礼金というのが相場がありますので、それを踏まえての算定であります。

○12番（上木 勲君）

わかります。大体相場はどれぐらいのもんかということをご確認したかったということでございました。

それでは、今明石議員からのちょっと質問とダブるんですけども、款7の土木費道路維持費を17ページに、このいわゆる今の重機借り上げ料が450万円計上されて、それからその次にまた工事請負費が500万、原材料費が350万とか、いろいろ出とるんですけども、先ほど明石議員からもあったんですけども、大体この今8,580万8,000円が、今度の補正の中にちょっと積算してみると、1,163万5,000円の重機借り上げ料があるといったことで、ちょっとこれは当初予算が先ほど400万余りぐらいあったということで、何か話のように、重機、そういうのを町にまた必要だったら、場所は幾らでもあるわけだから置いたほうがいいんじゃないかと、こういうことをごさいますて、先ほども答弁あったんですけどもその辺のことも含めてですね。

それからここに13の委託料ということで、同じこの13節のほうに道路台帳作成業務委託料というのが460万あるんですけども、これもやっぱ何か全部業者に頼むと、道路のこういうふうな書類作成も、こういうことをごさいますか。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

道路台帳どおりに町道に認定してから、台帳に載せるまですれば交付税が下りるということで、それまでの委託をその業者さんに委託するということでもあります。

失礼しました。この工事費は、西犬田、岬入り口から西のほうに行ってる一番海側の道があるんですけども、途中まで舗装されていまして、その残りの舗装の工事請負、舗装するための工事請負であります。

○12番（上木 勲君）

そこで、これはやっとして、町で直営っちゃうんか、賃金も入ってますから、300万ということですかね。そうすると、この町が雇って道路工事をする、そのときの日当は幾らですか。次で、三者協定というのがあるでしょう。あのあなた方は工事費を積算する。ああいう、今の場合、そこにあなたたち支払うその賃金は三者協定の積算が、交渉しようとか、あるいは建設課とか、その国がです

ね、積算価格あると思うんですよ。そうすると、それが大体何割ぐらいで今町のそこの直接あれする場合なんかでは支払いされているんですか。

○建設課長（中熊俊也君）

はい。見積もりを徴収する場合は3社以上から見積もりするということで見積もりを行っていますが、これ人夫賃金が一律8,000円になっています。

○12番（上木 勲君）

その三者協定ではあれかい、全部で幾らになってますか。

○建設課長（中熊俊也君）

その国から出ている金額は1万2,600円になっています。

○12番（上木 勲君）

というのは、やっぱり国があれば、国からは工事発注されとるんですけども、実際にはそれが全くその金額に達しない金額だから、やっぱりちょっとでも直接そういうふうなところにそういうふうなかさ上げできれば、それだけいわゆる地域の活性化にもつながるということで、そういうことを聞いてるわけでございます。

それには、他にまたいろいろ聞くこともいっぱい書いてあったんですけども、もう他の人がほとんどしましたので、それでは19ページのこのことについてちょっと聞いてみたいと思います。款9の教育費の中の、これは11節、節の11で、需用費で250万の修繕費というのがあるんですけどもね、250万もの修繕費というのと、これいろんなもの重ねての修繕費なのかどうなのか、教育委員会ですから、それ、ちょっとそれお尋ねいたします。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

お答えをいたします。

教育委員会部局が4月に農高跡地へ移転をするわけですが、それに伴う経緯を補正いたしました。教育委員会部局は4階建ての管理棟の横の西側の1棟の1階の部分に移転をする予定ですが、そこに教育委員会の総務課と社会教育課、それに教育長室、会議室等整備、修繕をいたしますので、それにかかる経費ということで予算計上してございます。よろしく申し上げます。

○12番（上木 勲君）

私は、またパソコンとかいろんなものの修繕にしたらこれ250万は大きいなというようなことでちょっと考えてたんですが、そういうことでしたらまた理解いたします。

これで質疑を終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

○13番（美島盛秀君）

22ページの災害復旧費。先ほどの説明で2カ所ということでありましたけれども、その災害の認定の程度、また申請を何カ所したのか、それに伴って、阿権の平さんのところのガジュマルの石垣

が崩れて、今通行どめになって非常に不便を感じております。で、あそこは町道に指定されているのかどうか、まず伺います。

○建設課長（中熊俊也君）

まず、今回4件申請したんですけど、そのうちの2件が書類を出してくださいということで2件を出してあります。

そして、その平さんの前の道は町道になっていますが、本人と話し合いましたが、その石を使いたいでそのまま置いとって欲しくないかと言われてまして、そのまま復元したいということで、そのまま残しておきたいという要望がありまして、そこはなるべく迷惑ですけども通さないようにはできないでしょうかという相談がありまして、その他の社会教育課ですかね、資料館長が一応対応して、その手順とか段取りとか打ち合わせていると思いますけども。

○13番（美島盛秀君）

あのガジュマルは、いろんな人たちが見学に来ます。また小学生が、あのガジュマルのケンムンという作文を書いて、県で最優秀賞をもらったすばらしい作文等も書いてあります。

そういうことで、今村づくりで阿権のほうにも石垣の里ということで一生懸命取り組んでいるわけなんですけれども、町の指定文化財にはできないのか。そして、その町の文化財に指定するためにはどのような要件が必要なのか、今わかっておりましたら伺いをいたします。

○社会教育課長（當 吉郎君）

阿権の石垣の町並み、それは今先ほど私が説明をいたしました地域活性化事業等でも歴史的に価値があるということで、いろいろ調査はしている段階でございます。今後、指定文化財にするのしなに関しましては、いろんな調査を踏まえて、恐らくその報告が来年あたりまとまるわけなんですけど、それ以降、その町の文化財として指定する価値があるかないかというのは、また今後、文化財の保護審議会あたりに諮問をして、その後になろうかと思えます。

私どもの館長のほうもその現場に行ってみたわけなんですけど、基本的には災害というか、（タイラ）さんの石垣のほうも私が聞いている範囲内では個人の石垣であると。災害に関しましても、やっぱり個人の例えば財産が損なわれた場合は、基本的には個人が直さなければいけないというのが基本だと思いますが、そのガジュマルのその石垣は、表面上の石が少なく、その根っここのほう、大分せり出して、そのまま復元しても恐らく復元は不可能だろうと。やっぱ根っこそぎといいますか、ガジュマルの根っこあたりをある程度掘りとらないと、ちゃんと丈夫な石垣には復元できないんじゃないかというふうな報告を受けているところでございます。

○13番（美島盛秀君）

これ個人ですると、復元すると、相当な額がかかると思うんですよ。それであなた、それよりも、もしあそこを復元するんじゃなくて、通行人などにけがなどが無いように安全にやるには、擁壁、普通のコンクリートで擁壁をする以外ない。そうなれば、今までのガジュマル、あるいは石垣の価値観というのが薄れてくるということで、非常に阿権集落内でも議論をしているところなんですけど

れども。できることであれば、そういう今調査中ということでもありますけれども、文化財何かのそういう財源等がないものか、少しでも補助が、助成ができるような手立てをして、復元に向けて努力をしていただきたいと。

また個人の財産ということで個人の平さんのほうとも話し合いをしていただきたいと思います。以上です。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第41号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号、平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第14 議案第42号 平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（常 隆之君）

議案第42号、平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。質疑を行います。

○6番（樺山 一君）

6ページ、お願いします。高齢者元気度アップ推進体制づくり事業というのがありますけど、ポイント制にして何か商品券を配るということを、この間説明を受けましたけど、それはどのように評価して、だれが評価するのか、教えていただきたいと思います。

○保健福祉課長（松田一郎君）

高齢者の元気度アップ推進体制づくり事業ということで、今年度新規事業で上げさせていただきますけども、補足説明の中で今おっしゃったように、1時間単位1ポイントに換算して年間50ポイント、金額にすると5,000円ということで、評価ですけども、この評価については、いろんなそうした評価委員会を今後、設けてやらなければいけないのかなということで、この準備については、ま

だ県のほうでも今案の段階ということで、今後また来月あたりも研修会を行いながら、今おっしゃった検証委員会、どうあるべき姿に持っていかということ、今後協議を深めていこうと思っております。

町としては、これ福祉協議会のほうにお願いするか、もしくはその在宅福祉アドバイザーという方たちが集落におりますので、その方たちを一応ひとつの評価委員として、その方たちが認めた分に関してポイントを登録、認定するという形に持っていくのが望ましいのではないかなと、今後専門員、研修委員会については、今後詰めていきます。とりあえず頭出しをして、今後、機関と事務局の最後の詰めを今後行う予定にしております。

以上です。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第42号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号、平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第15 議案第43号 平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）

○議長（常 隆之君）

議案第43号、平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第43号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号、平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第16 議案第44号 平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（常 隆之君）

議案第44号、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。
質疑を行います。

○8番（清水喜玖男君）

7ページ、基幹改良事業費の工事請負費が3,700万減額になってますけども、この理由を説明をお願いします。

○水道課長（芳田勇人君）

清水議員の質問にお答えいたします。

この基幹改良事業といたしまして、補足説明でもご説明いたしましたが、現年度の事業といたしましては、1億5,000万の事業を予定しておりました。ところが国のほうから4,400万のカットで1億600万円という事業費に減額されてしまいました。その部分の減額でございます。

○議長（常 隆之君）

他に。

○8番（清水喜玖男君）

これは今年度は崎原の老朽管の布設工事によろしいんですか。

○水道課長（芳田勇人君）

当初は崎原地区だけの約9.1kmの、105と75と50との引き込みの工事を予定しておりましたけども、今回減額された分では、その他引き込みはございませんので、事業を変更いたしまして、崎原地区のほうを5.9kmぐらいカットいたしまして、急遽隣の東目手久地区と木之香地区の中継タンクの水量が不足しておまして、使用量の多いときとかは、高台にあるご家庭は断水とか大変ご迷惑をおかけしておりますので、中継タンクの容量がアップいたします。これに大倉山の中継タンクに新しくステンレスのタンクと電気等の設備を事業の変更といたしまして、計画を変更いたしました。

あと残っているの嵯原地区に関しましては、次年度の木之香地区とあわせて工事を完了する予定であります。

以上でございます。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

○10番（杉並廣規君）

これらの関連して、基幹改良事業費の3,450万円減になっているわけですが、町長として予算確保について国と協議をなされたのか、なされなかったのか、町長にお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

このことに関しましては、私は直接国のほうと交渉はしておりません。

○10番（杉並廣規君）

ぜひこれ金額が大きいわけですので、町長みずから率先して国との予算折衝等、ぜひ進めていただきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第44号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第17 陳情第3号 陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める陳情書について

○議長（常 隆之君）

日程第17 総務文教厚生常任委員会に審査を付託してありました陳情第3号、陸上空母離着陸訓

練施設の馬毛島への移設反対を求める陳情書についての審査結果について委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（琉 理人君）

総務文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

去る6月18日、本委員会に付託された陳情第3号、陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める陳情書について、6月20日、議場において、総務文教常任委員7名出席のもと、陳情関係者から詳細にわたって説明を受け、慎重に審議いたしました。

主な内容についてまとめると、1、地元が移設に断固反対している。2、空の安全や騒音被害等が鹿児島県全域に及ぶ。

このようなことを踏まえ、陳情第3号、陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める陳情書については、採択をし、意見書を提出することに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（常 隆之君）

これで委員長の委員長報告を終わります。

これから、陳情第3号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第3号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから陳情第3号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第3号、陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める陳情書については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第18 陳情第4号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度
2分の1復元に係る意見書採択の要請についての陳情書に
ついて

○議長（常 隆之君）

日程第18 総務文教厚生常任委員会に審査を付託してありました陳情第4号、少人数学級の推進

などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の要請についての陳情書について委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（琉 理人君）

総務文教厚生常任委員会委員長報告をします。

去る6月18日に当委員会に付託されました、少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択要請については、6月20日、議場において、教育長、総務文教厚生常任委員7名出席のもと、陳情関係者から詳細にわたって説明を受け、慎重に審議をいたしました。

主な内容をまとめると、1、全国どこにいても教育の機会均等を保障するため、複式学級の定数改善を図る。2、将来を担う子供たちの教育費用は、未来への先行投資として大きな意義がある。

このようなことを踏まえ、陳情第4号、少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の要請については、採択をし、意見書を提出することに決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（常 隆之君）

これで委員長報告を終わります。

これから、陳情第4号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第4号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから陳情第4号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第4号、少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の要請についての陳情書については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第19 陳情第5号 航空防除に関する陳情書について

○議長（常 隆之君）

日程第19 経済建設常任委員会に審査を付託してありました陳情第5号、航空防除に関する陳情書についての審査結果について、委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（清水喜玖男君）

経済建設常任委員会委員長報告をします。

去る6月18日に当委員会に付託されました航空防除に関する陳情書は、6月20日、議会委員会室において、経済課長、経済建設常任委員7名出席のもと、陳情者から詳細にわたって説明を受け、慎重に審査いたしました。

まず、航空防除に関する過去の状況を勘案すると、航空防除で駆除できる病害虫がチンチバッグであったことや、現在問題となっているメイチュウ対策に関しては、薬剤をサトウキビの根っこに散布することが効果的であり、航空防除では根本的な対策にはならないことが挙げられました。

また伊仙町の農業振興の方針としては、消費者ニーズに応じた安全安心な作物づくりが基本であり、サトウキビ、バレイショ、その他の作物に関しても、良質堆肥を使用して、病害虫に強い作物づくりを目指していますとの説明があり、今後、国の緊急対策として行っている各種薬剤補助の成果等を検証し、その成果を踏まえて、改めて航空防除の必要性を協議することが妥当であるとの意見で一致しました。

したがって、航空防除に関する陳情書は、継続審査とすることに決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（常 隆之君）

これで委員長報告を終わります。

これから、陳情第5号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第5号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから陳情第5号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は継続審査です。この陳情は委員長の報告のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第5号、航空防除に関する陳情書については、委員長の

報告のとおり継続審査することに決定しました。

△ 日程第20 請願第2号 高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の補助を求める請願について

○議長（常 隆之君）

日程第20 総務文教厚生常任委員会に審査を付託してありました請願第2号、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の補助を求める請願についての審査結果について、委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（琉 理人君）

総務文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

去る6月18日、当委員会に付託されました高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の補助を求める請願は、6月20日、議場において、保健福祉課長、総務文教厚生常任委員7名の出席の元、請願、関係者から詳細にわたって説明を受け、慎重に審査をいたしました。

主な内容をまとめると、1、肺炎球菌は高齢者になって免疫力が弱くなると発症する。2、日本人の死因の第4位は肺炎である。3、肺炎球菌ワクチン接種により、かなり肺炎に対する予防効果が期待できる。

このようなことを踏まえると、請願第2号、高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種の補助を求める請願については、採択することに決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（常 隆之君）

これで委員長報告を終わります。

これから、請願第2号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから請願第2号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、請願第2号、高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種の補助を求める請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第21 発議第3号 米軍陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書

○議長（常 隆之君）

日程第21 発議第3号、米軍陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書を議題とします。

意見書については、皆様のお手元にお配りしているとおりで
す。質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから発議第3号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。発議第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号、米軍陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対を求める意見書については、原案のとおり可決しました。

△ 日程第22 発議第4号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度
2分の1復元に係る意見書

○議長（常 隆之君）

日程第22 発議第4号、少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書を議題とします。

意見書については、皆様のお手元にお配りしているとおりで
す。質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから発議第4号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。発議第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号、少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第23 発議第5号 伊仙町議会議員の報酬の特例に関する条例の制定

○議長（常 隆之君）

日程第23 発議第5号、伊仙町議会議員の報酬の特例に関する条例の制定を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○7番（永岡良一君）

それでは、伊仙町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について、提出の理由を申し上げます。

今後、起債償還など厳しい行政運営が予想される中、特別職給与カット、職員給与カットなどがなされており、我々議会としても報酬カットを行い、財政健全化に寄与するため提出いたします。

以上でございます。

○議長（常 隆之君）

これで趣旨説明を終わります。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから発議第5号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。

お諮りします。発議第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、発議第5号、伊仙町議会議員の報酬の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第24 所管事務調査報告（総務文教厚生常任委員会）

○議長（常 隆之君）

日程第24 所管事務調査の報告。総務文教厚生委員長から報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（琉 理人君）

総務文教厚生常任委員会報告をいたします。

総務文教厚生常任委員会では、経済建設常任委員会と合同により、県内視察を実施いたしましたので、次のとおり、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

視察先、鹿児島県鹿屋市柳谷集落、通称、やねだん集落。目的、行政に頼らない自立集落の取り組みを調査、研修するため。

視察概要、（1）各組織、高齢者部・青少年育成部等をつくって報酬制をとっている。会長70万円、会計20万円、各部30万円、年間に支払っているということでございます。

（2）常に逆転の発想（負ける方法、人が集まらない方法）、逆転の発想をうまく取り入れてやっている。

（3）心を揺さぶられる、父の日、母の日、敬老の日をテーマを設け、関係者に手紙を書いてもらい、集落内の中学生、高校生に集落マイクを通じて読んでもらっている。

（4）視察者が多数訪れており、芸術家（写真家やマンガ家）をうまく活用して、売り上げの一部、1割を、やねだん収入としている。また視察料、1人1,000円も徴収をし、町内会に収入に充てている。

以上、地域が自立していくためには、地域住民の心を揺さぶり、急がず、人を大切に、一人一人が主役となるようにしていくことが大事である。

また、集落が自立していくためには、Iターン者である芸術家たちも売り上げの1割を町内会に還元してもらうなど、いい意味でのシビアさも必要である。

以上、総務文教厚生常任委員会の所管事務調査といたします。詳しくは各報告をまとめてお手元に配ってございます。

以上でございます。

○議長（常 隆之君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これにて総務文教厚生委員会の所管事務調査報告を終了します。

本日の会議時間は、議事の都合によって延長します。

△ 日程第25 所管事務調査報告（経済建設常任委員会）

○議長（常 隆之君）

日程第25 所管事務調査の報告、経済建設常任委員長から報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（清水喜玖男君）

経済建設常任委員会所管事務調査報告をいたします。

経済建設常任委員会では、総務文教厚生常任委員会と合同により、県内行政視察研修を実施いたしましたので、次のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

視察先、鹿児島県曾於郡大崎町の有限会社水幸農園、有限会社大崎農園、安田農園株式会社と鹿児島県鹿屋市にごぞいます上別府種畜場。目的としましては、先進地の取り組みを調査、研修するためでございます。

視察概要、（1）農作業マニュアル化や生産行程管理、作業時間管理を徹底して生産性の向上に努めている。

（2）土づくりが大事であり、継続的な土壌診断、土中生物の多様化促進、緑肥の推進利用に努めている。

（3）中国人研修生も受け入れている。

（4）農業先進地研修にも積極的に参加している。

（5）蒸気消毒の導入により、環境型農業にも取り組んでいる。

以上、先進地農家に共通していることは、一つ、土づくりが大事であるということです。もう一つ、農作業のマニュアル化と生産性の向上に努め、無駄をなくす。さらに上を目指す農業、同じ野菜でもその農家だけの独自の工夫と付加価値をつける。

以上、議会としましても、経済課等と連携して、今回研修してきた分を生かせるよう提言していきます。

以上、経済建設常任委員会の所管事務報告とします。終わります。

○議長（常 隆之君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これにて経済建設常任委員会の所管事務報告を終了します。

△ 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（常 隆之君）

日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第27 各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（常 隆之君）

日程第27 総務文教厚生委員会及び経済建設常任委員会の閉会中の特定事務の継続審査の申し出についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、各常任委員長からお手元にお配りしました所管事務調査の事項について、閉会中の継続審査申し出があります。

お諮りします。各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本定例会に付議された事件はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。平成24年第2回伊仙町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

閉 会 午後 4時57分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 常 隆 之

伊仙町議会議員 伊 藤 一 弘

伊仙町議会議員 杉 並 廣 規

